

令和9年度 姫路市 教育・保育施設利用のてびき・様式集



新規申請の手続きの流れ

- ① 必要書類を準備 P.11を参照
- ② 電子申請の場合 P.10の二次元コードより申請
窓口申請の場合 P.34を記入し、必要書類とともに
窓口へ持参
- ③ 申請内容の変更 P.32の二次元コードより申請

在園児の利用状況等を変更する手続きの流れ

- ① 必要書類を準備 P.11、P.17～24を参照
- ② 電子申請 P.32の二次元コードより申請

※窓口での申込みは大変込み合いますので、原則、電子申請
にご協力ください。

令和9年度 4月入所申込み受付期間について

**一次受付：令和8年10月 1 日(木)～
10月30日(金)17時まで**

※二次受付、5月以降利用、緊急枠についてはP.5以降をご確認ください。
(緊急枠は令和10年度に見直しを予定しています)

利用のてびきの内容は変更となる場合があります。
申込み前に、必ずこども保育課ホームページで
最新の情報をご確認ください。



(令和9年度 教育・保育施設利用のてびき)

目次

- 利用できる教育・保育施設について P.2
 - <2・3号認定>令和9年4月入所（一般枠）申込みの流れ P.5
 - <2・3号認定>令和9年5月以降入所（一般枠）申込みの流れ、利用調整について P.6
 - 緊急枠（育児休業復帰枠）の申込みについて、医療的ケア児枠の申込みについて P.7,8
 - 電子申請について P.9,10
 - <2号認定・3号認定>利用申請に必要な書類 P.11
 - 保育必要量・延長保育について P.12
 - 利用者負担額（保育料）について P.13,14
 - <1号認定>幼稚園・認定こども園の利用について P.15,16
- よくあるお問い合わせ P.17~24
- 姫路市内の教育・保育施設マップ P.25~29
- 様式集 P.30~47
- 市外施設への申込み・市外からの申込み、一時保育、
こども誰でも通園制度ご利用予定の方へ P.48



<こども保育課から届くおもな通知(令和9年4月入所)>

	通知の名称	届く時期	お知らせする内容
1	子どものための教育・保育給付支給認定証 (紫色のはがき)	一次：1月下旬 二次：2月下旬	お子さまの認定について（利用時間など） ※ <u>利用決定の通知ではありません。</u>
2	教育・保育施設等利用調整結果通知書 (緑色のはがき)	一次：1月下旬 二次：2月下旬	利用調整の結果
3	利用者負担額決定通知書（茶色のはがき）	3月下旬・8月下旬	利用者負担額（保育料）について

※1号認定児童の「子どものための教育・保育給付支給認定証」は、3月下旬を目途に発行します。

※2号・3号認定児童の「子どものための教育・保育給付支給認定証」には、認定された「保育を必要とする事由」と該当事由に基づく認定期間を記載しています。保育を必要とする事由が両親で異なる場合は、原則認定期間の短い方の事由が適用されます。

利用できる教育・保育施設について

子ども・子育て支援新制度では、市が、児童の年齢や教育・保育の必要性に応じて3つの区分に認定します。その認定区分に応じて認定証を発行し、利用できる施設が決まります。

3つの認定区分

認定区分	対象となる児童	利用できる施設			
		幼稚園	保育所	認定こども園	
				幼稚園部分	保育所部分
1号 (教育標準時間)	満3歳以上で、教育を希望する児童 ※1	○		○	
2号 (保育短時間・保育標準時間)	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童		○		○
3号 (保育短時間・保育標準時間)	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童		○		○

幼稚園とは、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

保育所とは、就労などのために家庭で保育ができない保護者に代わって保育(養護・教育)する施設です。認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※1：「保育を必要とする事由」に該当する場合であっても、教育標準時間を希望される方は1号認定を受けることができます。
「保育を必要とする事由」に該当しない場合は、必要に応じて一時保育・こども誰でも通園制度などの支援が利用できます。

	幼稚園(1号)	保育所(2・3号)	認定こども園	
			幼稚園部分 (1号)	保育所部分 (2・3号)
対象児童 (施設により受入年齢が異なる場合があります。)	4歳児～5歳児 (一部の園は3歳児～5歳児)	0歳児～5歳児 姫路市に住民登録があり、保護者の就労などの理由により家庭で保育ができない	満3歳児～5歳児	保育所と同じ
保育の必要性	なし	あり	なし	あり
保育時間	14:00まで	最大11時間	園により異なる	保育所と同じ
給食	園により異なる	あり	あり	あり
休園日	土・日・祝	日・祝	幼稚園と同じ	保育所と同じ
長期休暇 (夏季休業等)	あり	なし	あり	なし

公立施設の統合・再編について

公立施設は、老朽化等にもなう建替えにあたり「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画」により、**私立の認定こども園**として再編し、整備を進めています。今後、①若草保育所を別所幼稚園敷地に、②飾磨西保育所を津田幼稚園敷地に、それぞれ私立認定こども園として再編していきます。

※上記①、②の対象施設に申込みをされる場合は、計画の実施内容をよくご確認いただいたうえでお申込みください。年齢によっては在園中にその施設が閉園となり、再編後の私立認定こども園などへ転園していただくことになります。

※社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや策定の前倒しを行う場合があります。

○詳しくは右記の二次元コードよりご確認ください。



申請書提出時の注意点 ※電子申請または窓口で申請してください。郵送での申込みはできません。

申込児童の認定区分（1号・2号・3号）は確認しましたか？

姫路市に住民登録はありますか？

※姫路市以外に住民登録がある場合、姫路市内の施設の利用申込みはできますが、お住まいの市町村での申請となります。

※利用開始月の1日までに姫路市へ転入予定の場合は、姫路市役所での手続きが可能です（**電子申請可**）。P.4の「添付書類について」にて必要書類を確認してください。

転入されなかった場合、利用申込みは無効となります。利用開始月の1日までに必ず姫路市での住民登録を完了させてください(P.48参照)。

申込み施設の空き状況は確認しましたか？（2号認定・3号認定）

・4月入所の一次申込みについては、空きなし施設のみ公表しております。（令和8年11月20日（金）公表予定）

・「4月入所申込みの流れ」はP.5を確認してください。

・「5月以降入所申込みの流れ」はP.6を確認してください。

※申請における「歳児」は、令和9年3月31日時点の年齢です。

申込み時点、利用開始時点の年齢ではありません。

【年齢の区分】 令和9年度

5歳児 R 3（2021年）. 4.2～R 4（2022年）. 4.1生

4歳児 R 4（2022年）. 4.2～R 5（2023年）. 4.1生

3歳児 R 5（2023年）. 4.2～R 6（2024年）. 4.1生

2歳児 R 6（2024年）. 4.2～R 7（2025年）. 4.1生

1歳児 R 7（2025年）. 4.2～R 8（2026年）. 4.1生

0歳児 R 8（2026年）. 4.2～

申込み施設の受入年齢は確認しましたか？

※1歳6カ月未満の児童は特に注意してください。

利用希望施設名は正式名称で記入していますか？

※利用希望施設が「分園」である場合は、分園を正式名称で記入してください。



【児童の状況欄（お子さんの健康や発達に関する欄）について】 P.35

記載された内容は、お子さんが入園後に安心して園生活を送れるよう、職員の配置や関わりの工夫をするために役立ちます。正直に教えていただくことで、「入園準備を進めた後に利用できなくなる」ことを防ぐことができ、お子さんや保護者にとっても、より安心できる園生活につながりますので、詳しくご記入ください。

申請書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」を選択した場合 **利用調整では優先順位が下がります（利用調整基準表の加算指数において10点減点）。ただし、希望する保育施設等に空きがある場合は利用が内定することがあります。**

また、申請内容は令和10年3月まで継続されます。この取扱いを変更される場合は、姫路市オンライン手続ポータルサイトから、「育児休業復帰に伴う利用申請内容変更届」を変更希望月前月20日17時（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに変更手続きを行ってください（P.31,32 参照）。

参考

育児休業給付金についてはハローワークにお問い合わせください。

育児休業給付金の延長申請について、詳しくは右記の二次元コードからご確認ください。



(厚生労働省 HP)

育児休業から復職される方へ

入所保留に伴い育児休業を延長された後も利用申込の取下げをされない限り、入所希望月から認定を受けている期間(ただし、最長でも令和10年3月まで)は申込み施設の定員に空きがある場合は、利用調整が行われます。この場合、保育所等入所の内定があった際には育児休業を短縮し、保育所等への入所月中に職場復帰していただく必要があります。

職場復帰の可能な時期が「子どもが1歳半になる月」等、指定されている場合には、入所希望月の変更や申込みの取下げを行う等の手続きをお願いします。

なお、選考されていない期間の結果通知は発行することができません。また、利用申込は年度ごとに必要です。

きょうだいで同時に申込む場合、それぞれの児童で申請が必要です。

※証明書類は写しでも可。

※電子申請の場合も一人につき1回の申請が必要です。



(きょうだい条件 Q&A)

2人以上のきょうだいを同時に申込む場合は全てのお子さんの申請書に同じ「きょうだい条件（利用条件）」を記入してください。

※きょうだいが令和9年4月に1号で入所が決定している場合は別月入所可にチェックしてください。

以下の内容は、紙面提出の際に記入漏れが多い箇所です。再度、ご確認ください。

保護者連絡先：姫路市から連絡がある場合の優先順位を記入してください。

保育の必要量：「標準時間」または「短時間」を選択してください。

別居の有無：保護者の単身赴任等により、居住地が異なる場合も記入してください。

児童の状況欄：手帳の有無や健康・発達の状況など、該当する項目があれば記入・選択してください。

添付書類について

令和8年1月1日時点または令和9年1月1日時点で姫路市に住民登録がない場合や姫路市に住民登録はあるが、姫路市外で課税されている場合、税資料等の提出が必要です(例：個人番号申告書)。

※ P.13 参照

申込み時点では姫路市に住民登録がなく、利用開始までに姫路市に転入予定の場合、転入先住所が確認できる資料をご用意ください。

例：居宅の新築・購入の場合：工事請負契約書等

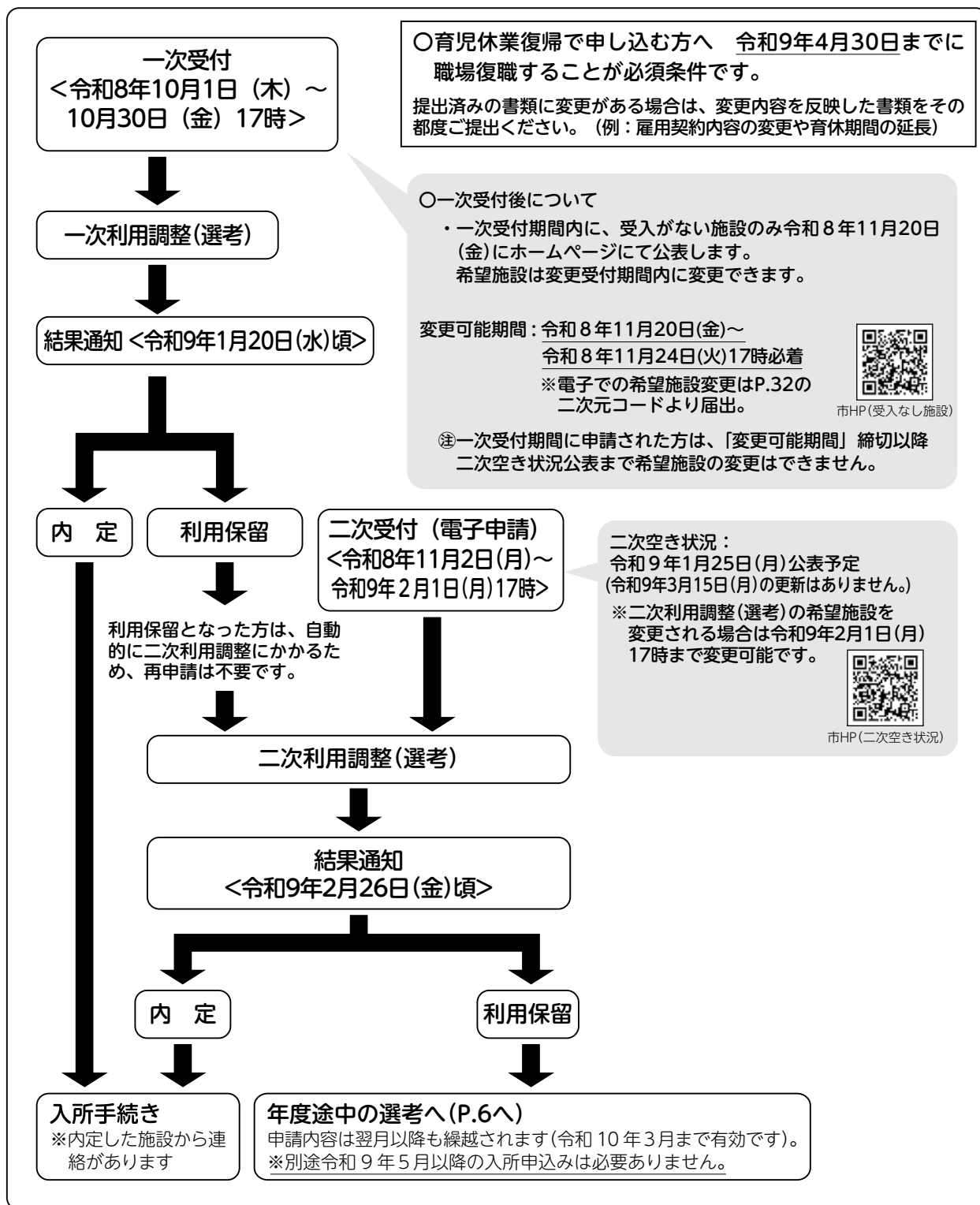
借家等の場合：賃貸借契約書

親族またはパートナーと同居の場合：同居される方の住民票

※利用開始月の1日までに必ず姫路市での住民登録を完了させてください。

<2・3号認定> 令和9年4月入所(一般枠)申込みの流れ

※1号認定についてはP.15をご覧ください。



窓口での申込み

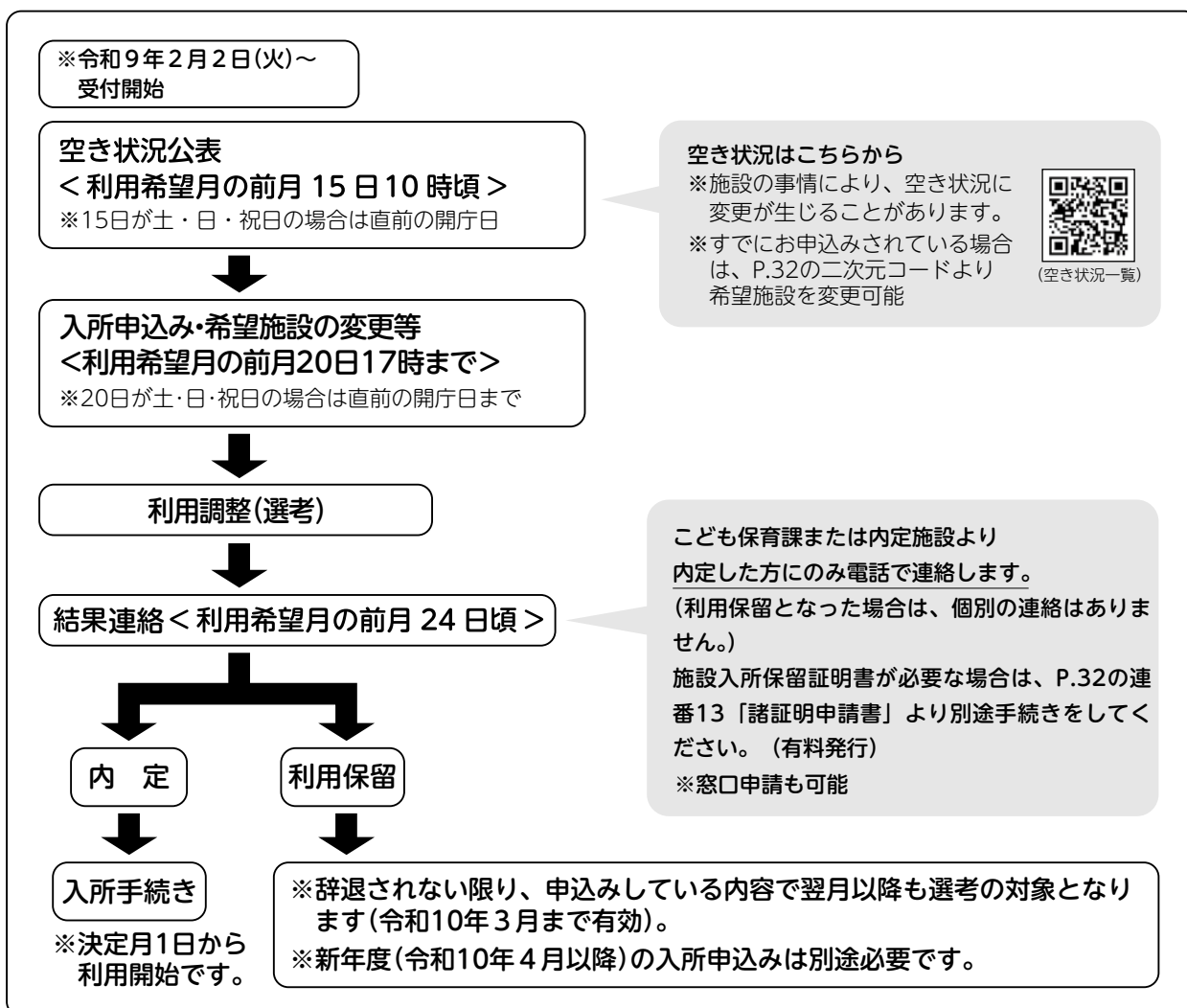
※大変込み合う時間帯があります。ご了承ください。

受付場所 こども保育課(市役所2階)、夢前・香寺・安富 各保健福祉サービスセンター、家島事務所

9:00～17:00 ※土・日・祝日は除く

<2・3号認定> 令和9年 5月以降入所(一般枠)申込みの流れ

※1号認定についてはP.15をご覧ください。



窓口での申込み

受付場所：こども保育課(市役所2階)
夢前・香寺・安富 各保健福祉サービスセンター、
家島事務所

<利用調整について>

選考により保育の必要性の高い児童から順に利用調整します。

利用調整基準表は、こども保育課ホームページ「教育・保育施設の利用に係る利用調整について」をご覧ください。

※父と母(扶養義務者)それぞれの保育を必要とする事由により利用調整を行います。

保護者1人で「就労と介護・看護」等、異なる事由を合わせて利用調整を行うことはできません。



(利用調整基準表)

<利用取消(退園)>

- ・就労先への在籍確認などにより、申込み内容に虚偽が認められた場合。
- ・利用前の面談や保育を行う中で、疾病・障害等により児童の安全確保が困難であると認められた場合や、多くの児童と関わり合いながら生活することが著しく困難であると認められた場合。
- ・期限までに必要書類の提出がない等により、認定が切れる場合。

【重要・予告】緊急枠（育児休業復帰枠）は、令和10年度を目途に制度の見直しを予定しています。
見直し後は、「緊急性の高い事由（入院・死亡・拘禁等）」に限定し、育休復帰の方は利用できません。
詳細は決定次第お知らせします。

緊急枠（育児休業復帰枠）の申込みについて

育児休業（または産後休業）からの復帰に伴い、保育施設への入所を希望する場合、緊急枠を利用して入所枠を予約できることがあります。

一般枠で利用保留となり、育児休業を延長する場合は、申請により緊急枠へ切り替えることができます。

受付期間

令和8年10月1日（木）～10月30日（金）17時まで

※出生前（妊娠中）の申込みも可能です。

※上記の受付期間内に申し込んだ方を優先して利用調整を行います。

令和8年11月2日（月）以降に申し込む場合の締切りは、職場復帰日前日の17時まで

対象者

次の①～③の全ての条件を満たす方。

①申請時に姫路市に住民登録がある方または復帰日までに姫路市へ転入する方。

②令和9年5月～令和10年3月の間に入所及び復職を希望される方。

③就労証明書等の内容が以下ア～ウの全てに該当する方。

主たる勤務先において以下の全ての項目に該当する必要があります。（複数の勤務先における勤務時間や雇用内容を併せたものは対象となりません。）

ア）雇用先で国の法律に基づく産後休業または育児休業制度を利用している（利用予定である）こと。

イ）同一の事業所に引き続き1年以上雇用されていること。（雇用開始日から産休最終日までの雇用期間）

ウ）1ヵ月平均120時間以上就労していること。（休憩時間を除く）

※上記ア）の国の法律とは、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の法律のことをいいます。

※自営業主の場合、ア）イ）に該当しないため、緊急枠の対象外となります。ただし、配偶者が自営業主で、従業員として登録されている方は、雇用保険被保険者証の写しを添付することで対象となる場合があります。

※上記の方以外にも、保護者の緊急入院や死亡、行方不明（1年以上）、拘禁などの場合に緊急枠を利用することができます。

対象者でなくなる場合（①～②の場合は育休復帰月の一般枠選考の対象となります）

①申請時に届け出た勤務先へ令和9年度中に復帰しない場合

②申請時後に雇用契約が変更または更新し、1ヵ月当たりの就労時間が120時間未満となった場合

利用可能（入所）日

原則として職場復帰日からの利用となります。ただし、保護者が希望する場合は、慣らし保育のため、職場復帰日の前日より日・祝を除く最大5日間利用できます。

※令和10年3月7日～3月31日までに職場復帰する方の入所日は、令和10年3月1日となります。（3月は月途中の入所を行っていません）

※入所月の保育料は日割り計算となります。

※次の施設は緊急枠に限り、満1歳（1歳の誕生日）から施設を利用することができます。

ただし、慣らし保育は利用できません。

<伊勢保育所、山田こども園、船津こども園、白鷺園保育所、あゆみ保育園>

対象施設

姫路市内の保育所・認定こども園

※緊急枠を設けていない施設があります。対象施設は右記の二次元コードよりご確認ください。

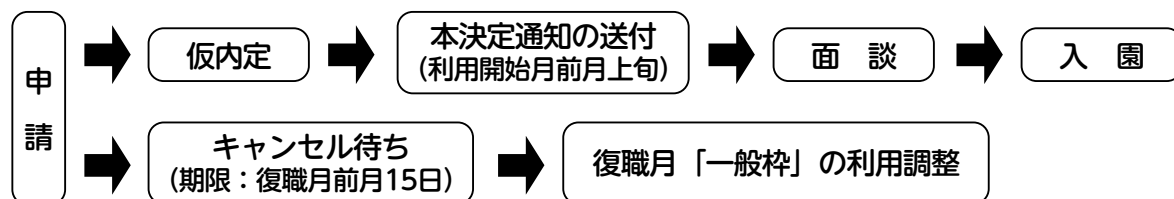


（緊急枠の設置有無について）

緊急枠の利用調整について

令和8年10月1日～10月30日17時までに申込みの場合、利用調整により、保育の必要性の高い児童から順に利用決定を行います。利用調整については、P.6をご覧ください。

（決定通知は令和9年1月13日頃に発送します。）



第2希望または第3希望で内定した場合は、それより希望順位の高い施設についてはキャンセル待ちとなります。

利用が保留になった場合

- 保留通知発送時に、緊急枠空き状況表と、意向調査票（兼変更届）を同封しますので、令和9年2月1日必着で電子申請または、窓口・郵送で提出してください。
意向調査票で、空きのある施設に変更された方は、改めて利用調整を行い、郵送にて結果連絡をいたします。
- ※キャンセル待ちは、職場復帰月の前月15日まで有効です。
- キャンセル等により入所枠の確保ができた場合は、個別に連絡をいたします。

○令和8年11月2日以降に申込みの場合

- 受付順になります。
- 入所枠が確保できた方については、令和9年3月中に郵送にて連絡をいたします。
- キャンセル待ちの順位については、令和9年3月15日から電話もしくは窓口にてお問い合わせ可能です。
- 令和9年3月15日以降に申込みをされる方は、申請受付時に、空き状況やキャンセル待ちの順番を確認することができます。

医療的ケア児枠の申込みについて

姫路市立城陽保育所において、医師の指示・指導の下、看護師等が、日常生活に必要な医療的ケアを実施しています。下記の「対象の医療的ケア」に該当するお子さまについては、医療的ケア児枠への申請が可能です（原則3歳児からの受入）。※別途添付書類の準備が必要となるため、お早めにご相談ください。

受付期間

令和8年10月1日(木)から10月30日(金)17時まで

- ※受付は窓口のみとなります。また、申請前にこども保育課窓口にて事前相談が必要です。（電話予約制）
こども保育課（079-221-2318）へ連絡のうえ、ご来庁ください。
- ※医療的ケア児枠の募集は、令和9年4月1日入所のみとなります。
- ※令和9年4月入所（一般枠）一次利用調整や、緊急枠との併願はできません。
- ※医療的ケア児枠で保留となった場合は、令和9年4月入所（一般枠）二次利用調整の対象となります。
（希望施設を変更される場合は、通知受け取り後、令和9年2月1日（月）17時までに変更手続きが必要です）

対象の医療的ケア

呼吸管理（酸素吸入・人工呼吸器）等、喀痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン投与・管理、その他姫路市立保育所・こども園医療的ケア協議会で承認された行為

電子申請について

新規申込み（一般枠、緊急枠）

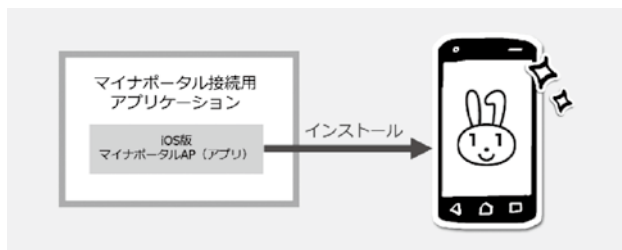
マイナアプリ「ぴったりサービス」

※きょうだい同時に申込む場合、それぞれの児童で申請が必要です。

事前準備

(1) 証明書類がデータでそろっているか確認する。
※紙面で作成された場合は、写真を撮ってください。

(2) マイナアプリをインストールする。



(3) 利用者登録を行い、「ぴったりサービス」にログインする。

※「マイナポータルアプリ」をご利用中の方は、アップデートして「マイナアプリ」として利用できます。

- ・ 暗証番号をお忘れの方は、お近くの市の窓口（住民窓口センター・支所等）にお問い合わせください。
- ・ マイナンバーカード取得時から氏名や住所が変更になった方は、申請入力補助情報を訂正してから使用してください。
詳しくは右記の二次元コードよりご確認ください。



（デジタル庁HPマイナポータルについて）

手順マニュアル

操作マニュアルは姫路市ホームページにてダウンロードできます。
また、注意点等も記載しておりますのでご確認ください。



（電子申請について）

対象者

- ・ 姫路市に住民登録がある方、または利用希望月の1日までに姫路市へ転入予定の方。
 - ・ 利用希望月に保育の必要性がある方。
- ※育児休業中の方は復帰日の属する月以降の利用申込みとなります。



電子申請（入所申込み） はこちら

手続きに必要なもの

★証明書類等の原本は提出不要です。

●マイナンバーカードを使用して申請をする

- ・保護者全員分（例：父・母分）の保育を必要とする事由に応じた証明書类等
→詳細はP.11をご確認ください。
- ・転入先住所の記載がある資料（転入予定者のみ）P.48参照
- ・手続きを行う保護者本人のマイナンバーカード
- ・暗証番号 署名用電子証明書 6～16桁
利用者証明用電子証明書 4桁
券面事項入力補助用 4桁

（申請方法）

右記の二次元コードより手続きをお願いします。



申請用二次元コード
（マイナンバーカードを使用する）

マイナンバーカードを利用すれば、申請に必要な氏名や住所等を自動入力できます。

●マイナンバーカードを使用しないで申請をする

- ・保護者全員分（例：父・母分）の保育を必要とする事由に応じた証明書类等
→詳細はP.11をご確認ください。
- ・転入先住所の記載がある資料（転入予定者のみ）P.48参照
- ・手続きを行う保護者の本人確認書類 いずれか1点
（運転免許証、健康保険の資格確認書、児童扶養手当証書、旅券（パスポート）、
障害者手帳、在留カード）

（手続き方法）

右記の二次元コードより手続きをお願いします。



申請用二次元コード
（マイナンバーカードを使用しない）



※申請完了後に「控えをダウンロードする」を選択し、申請内容の控えを保存してください。
※一度ページを離れると再度ダウンロードすることができなくなります。

2025年4月より、育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに保育所等に申し込んだ際の申請書の写しが必要になりました。該当する方は、入所申込みをされる前に申請書の写しをお手元に保管しておいてください。
電子申請の方は、申請完了後に「控えのダウンロード」を選択し、申請内容の控えを保存して下さい。
詳しくは、ハローワークへご確認ください。

申請後の流れについて

- 申請完了後、電子メールで「電子申請受付のご連絡」受付番号（15桁の数字）が届きます（←ひとまず受付は完了です）。
- 不備がある場合は、こども保育課より電話連絡させていただくことがあります。
こども保育課から着信があった場合は、お早めにご連絡ください。



電子申請は完了です。

不備追加資料の提出こちらから



（令和9年度申込追加提出用）

〈2号認定・3号認定〉利用申請に必要な書類

必要書類が全てそろっていない場合は、受付できません。また、鉛筆や消えるボールペンで書かれた証明書は無効となります。

保育を必要とする事由	必要 な 証 明 書 類 等
就 労 ・ 就 労 内 定 (休憩時間を除いて月48時間以上) ※指定様式以外の就労証明書は受付できません。 ※就労先に無断で作成、改変を行う・虚偽の記載を行う等の行為は、刑法上の罪に問われる場合があります。	就労証明書(証明日から3ヵ月以内のもの) 必須…………… P.37,39,41 ※自営業等で父母が事業主の場合は、ご自身で就労証明書を作成してください。 ※法人化している場合は就労証明書のみ提出してください。 自営業、内職の方(就労証明書に下記㉠～㉢のいずれかの書類を添付) ㉠直近の確定申告書第一表の写し(電子申告:「受付日時・番号」の印字があるもの、紙申告:「受付印」があるもの) ㉡㉠を提出できない場合、屋号や個人名の記載された直近3ヵ月以内の事業実態が確認できる書類(契約書、請求書、納品書等の写し) ㉢開業初年度の場合は、開業届または営業許可証に加え、屋号や個人名の記載された直近3ヵ月以内の事業実態が確認できる書類(契約書、請求書、納品書等の写し) ※公的に受理されていない確定申告書や、発行元や取引先が不明な請求書・領収書や事業用か私用か判別できないレシート等は受付できません。 配偶者の自営を手伝っている方(専従者)(就労証明書と㉣または㉤の書類を添付) ㉣直近の確定申告第二表(自営業主の確定申告第二表の事業専従者の箇所に手伝いの方の氏名が記載されているもの) ㉤タイムスケジュール(下記の二次元コードよりダウンロードしてください) ※起業の準備等で、事業の実態が確認できる書類が提出できない場合は、求職活動での申込みとなります。
育 児 休 業 からの 復 帰	就労証明書(証明日から3ヵ月以内のもの) ※施設の利用は、育児休業復帰月からです。 ○現在妊娠中の方は就労証明書に加え、母子手帳も併せて添付してください。
産 休 ・ 育 休 以外 の 休 業	よくあるお問い合わせP.23を参照
保護者の疾病・障害など ※指定様式以外の診断書は受付できません。	診断書(証明日から3ヵ月以内のもの)……………P.47 ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている場合はその手帳の写し(氏名・手帳番号、等級・障害内容の記載面)でも可。
病 人 の 看 護 等 ※原則同居で常時看護・介護している(月48時間以上) ※指定様式以外の診断書は受付できません。	看護等確認書・診断書(証明日から3ヵ月以内のもの)……………P.45 ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付、介護保険の要介護認定(要介護3～5)を受けている場合はその手帳または介護保険被保険者証の写し(氏名・手帳番号、等級・障害内容(要介護度)の記載面)を提出できる場合、診断書(医療機関記入欄)は省略可。
家 庭 の 災 害	地区の消防署長の確認書
求 職 活 動 ※指定様式以外の申立書は受付できません。	誓約書兼就労予定申立書(兼 退所届)…………… P.36 ※ハローワーク(公共職業安定所)の「ハローワーク受付票」や「雇用保険受給資格者証」の交付を受けているときはその写しも提出してください。 ※認定期間は施設利用開始月から3ヵ月です。引き続き求職活動を理由に保育の利用を希望する場合は、認定終了月の20日までに「就労予定申立書」を再提出することで、認定期間をさらに3ヵ月延長できます。(延長は1度のみ) ※継続利用の期間終了後に求職活動を理由に利用を希望する場合は、改めて新規申込みが必要です。利用調整(選考)入所の可否を決定します(申込み締切は利用希望月の前月20日)。
技能習得中・学生 (月48時間以上) ※①・②ともに必要です	① 職業訓練学校・大学などの在学証明書 ② 在学期間・就学時間などが記載されたもの(例:カリキュラム表など)
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の「氏名・交付番号」及び「出産(予定)日」記載面の写し ※認定期間は出産(予定)月の前後2ヵ月以内に限ります。 (例)出産(予定)日が6月1日の場合、4月～8月の5ヵ月間のうち希望する期間 ※出産月が予定月と異なった場合、出産月の翌々月までとなります。
虐待やDVのおそれがある場合	個別に対応します。
ひとり親家庭または 両親不在の家庭の方	上記該当する書類に加え、次の①～③いずれか1点が必要です。 ①母子家庭等医療費受給者証(保護者の医療費受給者証) ②児童扶養手当証書(最新のもの) ③保護者の戸籍全部事項証明書(証明日から3ヵ月以内のもの) ※必要に応じてその他書類の提出を求める場合があります。
離 婚 調 停 中 の 方	よくあるお問い合わせP.17を参照
・令和8年1月2日以降 姫路市へ転入された方・ 転入予定の方 ・姫路市外で課税されて いる方	上記該当する書類に加え、 個人番号申告書 ※詳しくはP.13をご確認ください。 ※転入予定の方で、利用希望月の1日までに姫路市内に転入予定であり、姫路市へ直接申込みをする場合、P.48をご確認ください。

注意 「保育を必要とする事由」が変更になった(申請した内容から変更になった)場合は、速やかに必要な証明書類を提出してください。

保育必要量

保育を必要とする事由に応じて、次のいずれかに認定区分されます。

「保育標準時間」利用 ⇒ 最長 11 時間。フルタイム（月 120 時間以上）就労を想定した利用時間。

「保育短時間」利用 ⇒ 最長 8 時間。パートタイム就労を想定した利用時間。

		保育を必要とする事由								
		就労・ 就労内定	保護者の疾病・ 障害など	看護・ 介護	家庭の災害	求職中・ 起業準備	技能習得 中・学生	妊娠・ 出産	虐待・ DV	育休中
区分	標準時間	△	○	△	○	△	△	○	○	△
	短時間	△	○	△	○	★	△	○	○	★

・求職中、育休中の場合は、保育短時間に認定されます。

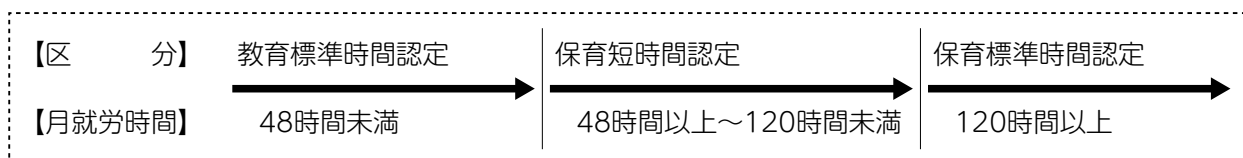
※育休中とは…保護者の就労を理由に子どもが保育所等を利用しており、その後、保護者が育休を取得した場合にのみ適用されます（同じ施設で継続利用の場合に限る）。

・標準時間と短時間の両方に○印がある場合は、希望する区分を選択してください。

・★印について、「育休から復帰する」場合や「求職中から就労等に変更となる」場合は、保育標準時間への変更手続きがなければ保育短時間の認定が継続します。保育標準時間への変更を希望する場合は、変更希望月前月20日17時(20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日)までに手続きをお願いします。

※よくあるお問い合わせ（P.23⑩）もご参照ください。

・△印の利用時間の区分は、保護者の就労等の状況に応じて認定されます（下図参照）。



※認定された保育時間を超える利用については、「延長保育」をご利用ください（下記参照）。

※月の就労時間が120時間未満であっても、就労時間帯との関係から、施設が設定する保育短時間を超えて利用せざるを得ない場合は、標準時間認定を申請することも可能です。

※各施設によって、保育標準時間・保育短時間が異なる場合がありますので、施設情報（下記の二次元コード参照）をご確認ください。



（教育・保育施設一覧）

延長保育について

保護者の就労時間や通勤時間の都合により、保育短時間・保育標準時間を超えて保育する必要がある場合は、「延長保育」を利用ください。延長保育をご利用の方は、各施設の開所時間をご確認のうえ、施設で別途手続きをしてください。ただし、ご利用手続きがない場合でも、延長保育を利用したときは、延長保育料を負担していただきます。

《公立施設の場合》

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
延長保育	保育短時間（8時間）	延長保育	延長保育	
保育標準時間（11時間）				延長保育

（参考） 現行（令和8年度）延長保育料（保育短時間延長） 7:00～8:30、16:30～18:00

月額 最大 700 円 ※延長保育料は市民税額により異なります。

現行（令和8年度）延長保育料（保育標準時間延長） 18:00～19:00

月額 最大 3,500 円 ※延長保育料は市民税額により異なります。

※上記の延長保育料は公立施設のもので、私立施設は各施設に直接お問い合わせください。

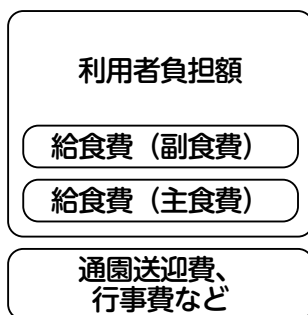
利用者負担額（保育料）について

児童の保育に必要な費用は、保護者と、国及び県・市とで負担しています。保護者に負担していただく利用者負担額（保育料）は、認定区分、保護者（父親・母親・祖父母などの保護者）の所得に応じた市民税額の合算額によって決定します。令和9年度以降については、今後国の法改正等により改定される場合があります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料の算定	R8年度（2025年収入）の市民税額					R9年度（2026年収入）の市民税額						

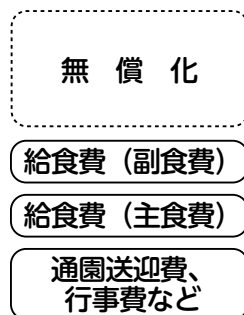
1号認定または2号認定（3～5歳児）の児童で、以下のいずれかに該当する場合は、給食費のうち副食費の支払いが免除されます。副食費の免除対象者については、上記利用者負担額（保育料）と同じ課税年度で判定します。

（2・3号認定（0～2歳児））

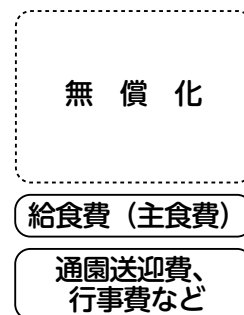


保護者負担

（3歳児以上）



（3歳児以上で副食費免除）



【副食費の免除対象者】

- ・年収360万円未満相当世帯の児童（生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割額57,700円未満（1号認定の児童、ひとり親世帯等に限り、77,101円未満）の世帯の児童）
- ・すべての世帯の第3子以降の児童（1号認定については小学校3年生まで、2号認定については保育所等を利用する最年長の児童（就学前児童）を第1子として数えます）

○姫路市外で課税されている方

保護者のいずれかが以下に該当する場合は、該当者の必要書類を提出してください。

利用開始月	状況	必要書類	提出期限
令和9年4月～8月	・令和8年1月1日時点で、姫路市に住民登録がない方 ・姫路市に住民登録はあるが、姫路市外で課税されている場合	個人番号申告書 ※個人番号申告書はこども保育課窓口のみでの受付となります。 ※電子申請はP.31,32参照	令和9年 2月26日（金）
	令和7年中に海外勤務期間がある方	海外収入にかかる証明書兼申立書 ※ <u>令和7年中の収入状況を記載してください。</u> ※海外収入以外に国内での収入があった場合はその金額も記載してください。	
令和9年9月～ 令和10年3月	・令和9年1月1日時点で、姫路市に住民登録がない方 ・姫路市に住民登録はあるが、姫路市外で課税されている場合	個人番号申告書（同上）	令和9年 7月30日（金）
	令和8年中に海外勤務期間がある方	海外収入にかかる証明書兼申立書 ※ <u>令和8年中の収入状況を記載してください。</u> ※海外収入以外に国内での収入があった場合はその金額も記載してください。	

※P.9、10より【マイナンバーカードを使用して手続きをする】で電子申請した方で、「個人番号の利用に関する同意」をした方については個人番号申告書の提出は不要です。

※課税証明書での申請も受付可能です（課税された市町村から取り寄せてください）。

2号・3号認定利用者負担額

＜令和6年4月1日以前に生まれた児童（3歳児以上）＞ 利用者負担額は、所得にかかわらず0円。

給食費、諸経費（制服代、バス送迎利用代など）等については別途負担が必要です。

費用の詳細については、各施設にお問い合わせください。

＜令和6年4月2日以降に生まれた児童（0～2歳児）＞ ※令和8年度参考

		階 層 区 分	保育標準時間認定 (最長11時間まで)	保育短時間認定 (最長8時間まで)
A		生活保護世帯	0	0
B		市民税非課税世帯	0	0
C	1	48,600円未満	13,500 < 6,750>	13,300 < 6,650>
	2	59,000円未満	19,600 < 9,800>	19,300 < 9,650>
	3	79,000円未満	24,000 < 12,000>	23,600 < 11,800>
	4	97,000円未満	28,000 < 14,000>	27,500 < 13,750>
	5	121,000円未満	33,000 < 16,500>	32,400 < 16,200>
	6	145,000円未満	39,500 < 19,750>	38,800 < 19,400>
	7	169,000円未満	43,500 < 21,750>	42,800 < 21,400>
	8	230,000円未満	48,000 < 24,000>	47,200 < 23,600>
	9	301,000円未満	53,000 < 26,500>	52,100 < 26,050>
	10	397,000円未満	56,500 < 28,250>	55,500 < 27,750>
	11	397,000円以上	61,000 < 30,500>	60,000 < 30,000>

①市民税の所得割課税額は、「市民税の決定通知書（6月頃市民税課が発行）」や「課税証明書」で確認することができます。この市民税の額を計算する場合には、税額控除（調整控除は除く）は適用しません。

②ひとり親世帯または在宅障害者のいる世帯の場合

- ・所得割課税額77,100円以下の世帯は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、保護者と生計が同一の子や孫等を計算の対象とし、第1子は9,000円、2人目以降は無料となります。
- ・所得割課税額48,600円未満の世帯は、第1子は〈 〉内の額、2人目以降は無料となります。

③多子世帯の場合

- ・所得割課税額57,700円以上の世帯は、小学校就学前の範囲において、2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部※、児童心理治療施設通所部※に入所しているか、児童発達支援※及び居宅訪問型児童発達支援※を利用している場合は、利用している内、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子は〈 〉内の額、第3子以降は無料となります。（別施設でも可）届出保育施設（企業主導型保育事業は除く）はカウントしません。

※印のついた施設等に通われている児童が同じ世帯にいる場合、「多子軽減の申告書」を提出する必要がありますので、該当される方は、オンライン手続ポータルサイトから手続きを行ってください（P.31、32参照）。

- ・所得割課税額57,700円未満の世帯は、第1子の年齢や幼稚園等の施設の利用の有無にかかわらず、最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子とカウントし、第2子は〈 〉内の額、第3子以降は無料となります。
- ・出生日が同じ児童の場合は出生届の順にカウントされます。

④特別な場合を除き、月途中に施設を退所した場合であっても、当月分の利用者負担額は1ヵ月分が必要となります。

1ヵ月すべて欠席した場合でも、その月の利用者負担額は負担していただく必要があります。

⑤市民税が政令市で課税されている場合は政令市以外の市町村と同じ基準で計算しなおした市民税額をもとに利用者負担額を計算します。

※掲載内容は令和8年9月1日現在のものです。

<1号認定>幼稚園・認定こども園の利用について

(1) 利用対象児童

姫路市内に住民登録があり、かつ居住している児童が対象となります。

(2) 利用手続き

●申込場所 入園を希望する施設へ直接申込みください。

●申込書類 「入園願」(各施設にあります)
※公立施設の申込みは、1人1園に限ります。
複数の公立幼稚園・公立認定こども園に申込みすることはできません。

●申込期間 令和9年4月1日から利用希望

- ・公立幼稚園
令和8年10月1日(木)～10月16日(金)
- ・公立認定こども園
令和8年10月1日(木)～10月16日(金)
- ・私立認定こども園
令和8年10月1日(木)頃～
※詳しい募集期間については、各施設に直接お問い合わせください。

令和9年5月1日以降利用希望

利用希望月の前月20日まで(20日が土・日・祝日の場合はその直前の開庁日まで)

●利用決定 定員を超える場合は、各施設で利用調整を行い、利用を決定します。
調整方法は各施設へ直接お問い合わせください。

●利用年齢

- ・公立幼稚園
4、5歳児 ※安室東、高岡、荒川、糸引、白浜、飾磨、英賀保、八幡、大津、花田、御国野、家島、坊勢の各公立幼稚園では、3歳児を募集します。
- ・公立認定こども園
4、5歳児 ※ただし、利用枠に空きがある場合は、3歳児も利用が可能です。

●開所時間

- ・公立幼稚園・公立認定こども園
8時30分～14時
※私立認定こども園の利用年齢や開所時間については姫路市ホームページ「教育・保育施設一覧」をご確認ください。

(3) 公立幼稚園の園児募集について

本市では、「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画」により、公立就学前施設を統合再編していく予定となっております。

公立幼稚園においても、閉園または統合する園があります。

各園の今後の募集状況については右記の二次元コードよりご確認ください。



※社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや策定の前倒しを行う場合があります。



(教育・保育施設一覧)

《お問い合わせ先》

各施設または、こども保育課(221-2313・2366)

各施設については、姫路市ホームページ「教育・保育施設一覧」(左記の二次元コード)をご参照ください。

1号認定利用者負担額

利用者負担額は、所得にかかわらず0円。

- ①給食費、諸経費（制服代、バス送迎利用代など）等については別途費用が必要です。費用の詳細については、各施設にお問い合わせください。
- ②預かり保育を利用される場合は、別途費用が必要です。

預かり保育について

保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により、教育標準時間を超えて保育を必要とする児童を対象に、「預かり保育」を実施している施設があります（※公立幼稚園は預かり保育は実施していません）。

○公立認定こども園

- ・対象児童
1号認定の児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により、預かり保育を必要とする方
- ・利用料金（令和8年度参考）
日額 500円（無償化対象の場合、**日額100円**）
- ・利用時間
7：00～8：30、14：00～16：30
- ・利用日
月曜日～金曜日（長期休業日・祝休日を除く）

○私立認定こども園

- ・施設により利用料金や利用時間が異なります。各施設に直接お問い合わせください。

□預かり保育利用料の無償化について（新2号認定）

預かり保育の利用料金は、次の①と②の両方を満たす場合、無償化の対象となります。

- ①保育を必要とする事由（P.11参照）に該当し、市から「施設等利用給付認定」を受けている児童
- ②3歳到達後最初の4月1日を経過している、または満3歳で市民税非課税世帯の児童

<例> 7:00 8:30 14:00 16:30

預かり保育	教育標準時間	預かり保育
（無償化対象部分）		（無償化対象部分）

※「施設等利用給付認定」を受けるには、申請が必要です。

※認定開始日は、認定申請日（こども保育課受付日）より前にさかのぼることができません。

※令和9年度の申請で保留となった場合、辞退されない限り「施設等利用給付認定」を受けられる場合があります。こども保育課にお問い合わせください。

※上記の無償化対象で、私立認定こども園・私立幼稚園を利用されている方は、利用日数に応じて、最大月額12,300円まで（1日上限490円）の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

（満3歳で市民税非課税世帯の児童は、満3歳到達後最初の3月31日までは、月額上限1.77万円となります）

上記の無償化対象の方で届出保育施設等（認可外保育施設等）を利用されている方は保育の利用料が最大月額40,300円まで無償化されます（満3歳で市民税非課税世帯の児童は、満3歳到達後の最初の3月31日までは、最大月額45,700円まで）。無償化の対象施設、手続き等は施設に直接お問い合わせください。

届出保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業（送迎のみや産前・産後サポート事業の利用分は対象外）であり、届出及び確認を受けた施設が対象です。

申請手続きや、申請様式など
詳しくはホームページをご覧ください



幼児教育・
保育の無償化



施設等利用給付
に必要な手続き



施設等利用給付
認定申請フォーム

よくあるお問い合わせ（ホームページより一部抜粋）

【保育料に関すること】

① ひとり親世帯の場合、保育料（利用者負担額）の取扱いはどうなりますか？

ひとり親世帯の保育料は、原則として、母（父）の所得に基づき市民税課税額に応じて算出します。ただし、以下に該当する場合は状況により祖父母等の市民税課税額も含めて保育料を算出する場合があります。

- ・ 祖父母等と一緒に生活し、祖父母等が児童または保護者を所得税や住民税、健康保険等において扶養の対象としている場合
- ・ 祖父母等と一緒に生活し、祖父母等の援助を受けて生活しているとみなされる場合
（例）母（父）の年収がおおむね103万円未満の場合など

※上記内容は、ひとり親世帯ではない世帯も該当する場合があります。

※同居のパートナーがいる場合、保育料等の算定合算対象となります。

② 離婚調停中、離婚裁判中なのですが、利用調整・保育料（利用者負担額）はひとり親扱いになりますか？

離婚調停中、離婚裁判中であることを証明する、下記①～③いずれかの書類が提出された場合は、利用調整・保育料等はひとり親世帯として取り扱います。

- ① 調停調書の写し
- ② 夫婦関係調整調停（離婚）の事件番号が記載されている書類（調停期日通知書等）の写し
- ③ 離婚調停中等の証明書（こども保育課ホームページに掲載の様式を使用し、担当の弁護士の証明が必要です。）

上記書類の提出ができない場合、④配偶者の保育を必要とする事由を証明する書類（P.11参照）の提出が必要です。この場合、利用調整においては、姫路市保育施設等利用調整基準表に基づいた各々の基礎指数での優先度となります。

※④の提出が難しい場合、「誓約書兼就労予定申立書」をご提出ください。その際、「誓約書兼就労予定申立書」の「3.その他」の箇所に、「離婚調停中のため配偶者の就労証明書が提出できないため、こちらで代用する。」と記入してください。利用調整においては求職活動と同等の扱いになります。

③ 海外勤務等で海外に居住していた場合、保育料（利用者負担額）はどのようになりますか？

海外での収入を申告していただき、市民税相当額を算定し保育料を決定します。申告に当たっては、「海外収入にかかる証明書兼申立書」の提出が必要です。様式はこども保育課ホームページからダウンロード又は、こども保育課窓口にて取得し、窓口もしくは姫路市オンライン手続ポータルサイトにて「課税証明書・海外収入にかかる証明書兼申立書」の申請を行ってください（P.31,32参照）。

【申請手続きに関すること】

④ 希望する施設に欠員（空き）がない場合でも申込みできますか？

欠員（空き）状況に関わらず申込みいただけます。施設に欠員（空き）がある場合のみ、保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行います。欠員（空き）がない場合は利用調整が行われず、入所することはできません。

⑤ 希望する園が複数ありますが、すべての施設を見学した方がよいですか？

見学しなければ申込みできないという訳ではありませんが、ホームページや施設情報だけでは分からない施設の雰囲気やお子様の表情などを確認するためにも見学されることをおすすめします。

なお、見学人数を制限されている場合もあります。事前に各施設にお問い合わせいただくようお願いいたします。

⑥ 施設利用が内定しましたが、申込み時と状況が変わったため辞退し、新たに別の施設を希望する場合、再度利用申請を行う必要がありますか？

内定を辞退される年度と同年度の利用を希望される場合、「教育・保育施設辞退届」を提出されない限り、再度の利用申請は不要です。電子申請にて姫路市オンライン手続ポータルサイトから、「教育・保育施設変更届」を申請してください。希望変更前の第1希望に内定を辞退される施設を入力してください（P.31,32参照）。

ただし、正当な理由なく利用内定を辞退される場合、次回の利用調整において減点されるなど、不利となる場合があります。

⑦ 現在、保育施設の利用申請中ですが、保留になりました。翌月以降も改めて申請が必要ですか？ また、このまま保留が継続した場合、翌年度の利用申請は必要ですか？

保育施設の利用申請は、申請を辞退されたり、認定期間に定めのあるもの（妊娠・出産認定など）を除いては、申請された年度中は有効ですので、翌月以降の申込みは不要です。利用希望施設を変更される場合は「教育・保育施設変更届」を、電子申請にて姫路市オンライン手続ポータルサイトから変更希望月前月20日17時（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに申請してください。

また、翌年度も引き続き選考を希望される場合は、新たに利用申請が必要になりますので、ご注意ください。

⑧ 支給認定証というはがきが届きました。施設の利用が決定したということですか？

支給認定証は利用の決定ではなく、「施設の利用資格」の認定をお知らせするものです。一般枠で申込みされたすべての方に郵送しています。緊急枠での申込みの場合、希望施設決定後に郵送いたします（緊急枠で保留になり、企業主導型保育事業等に通園するため支給認定証が必要な場合、こども保育課へご連絡ください）。

施設の利用決定については、1号認定の児童の場合、各施設で利用調整を行います。2号・3号認定の児童の場合、4月入所の利用希望の方には郵送で、5月以降の年度途中入所の利用希望の方には決まった方のみ毎月24日頃、電話で選考結果をお伝えしています。

- ⑨ 現在育休中です。きょうだいで同じ選考月の申込みを行いたいです。
きょうだい条件は、どのように設定したらよいでしょうか。

「きょうだいは同じ時期に入所したい」「同じ施設に入所させたい」など、保護者が希望する条件を、どこまで受け入れられるか設定してください。

きょうだい条件の詳細については、P.4の二次元コード（きょうだい条件Q&A）を参照のうえ、設定してください。

- ⑩ 下の子の妊娠・出産を理由に上の子の申請をしたいのですが、産後休業後に「育休」に入ります。育休期間中の上の子の利用はどうなりますか？

育児休業の対象になっている下のお子さんが、満一歳に到達する年度末まで特例的に保育短時間で利用することができます(同じ施設での継続利用の場合に限る)。

令和9年度から、就労中であるが、「妊娠・出産」で利用開始した方も育休特例を利用し継続的に利用できます。

申請時に①母子手帳と②育休期間、復職予定日記載の就労証明書を併せて提出が必要です。

- ⑪ 申請施設を変更（辞退）する場合はどうすればよいですか？

姫路市オンライン手続ポータルサイトにて、申込み施設を変更する場合は、「教育・保育施設変更届」、申込みを辞退する場合は、「教育・保育施設辞退届」を申請してください（P.31,32参照）。

また、内定先施設へ保護者から辞退の旨を御連絡していただく必要があります。

※ 4月入所の転園を希望される場合は、転園の申込みをした時点で、在籍している施設の次年度在籍資格がなくなります。したがって、転園が内定した保育施設を辞退した場合は、元の施設へ戻ることはできません。

- ⑫ 育児休業中の場合は、復帰月よりも前の月の一般枠の利用調整の対象とならないのですか？

育児休業期間中は「保育を必要とする事由」に該当しないため、育児休業復帰月以降でなければ一般枠の利用調整の対象となりません。10月20日復帰の場合、10月入所の一般枠の利用調整から対象となります。ただし、事業所の承認を得て、「育児休業復帰の短縮に関する申立書」（P.43参照）を提出した場合、復帰が可能な月の一般枠の利用調整を受けることができます。

- ⑬ 利用申請中ですが、下の子どもの育児休業に入りました。引き続き利用調整の対象となりますか？

育児休業期間中は「保育を必要とする事由」に該当しないため、利用調整の対象となりません。利用申請中に育児休業に入られた場合は、育児休業期間が書かれた「就労証明書」の提出が必ず必要です。提出された「就労証明書」に記載の育児休業復帰月から、あらためて利用調整の対象となります。なお、事業所の承認を得て、「育児休業復帰の短縮に関する申立書」（P.43参照）を提出した場合、復帰が可能な月の一般枠の利用調整の対象となります。

- ⑭ 申請の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」を選択した場合、どのような取扱いになりますか？

利用調整の優先順位は下がります（利用調整基準表の加算指数において10点減点）。ただし、希望する保育所等の定員に空きがあれば、利用内定となる場合があります。

申請内容は令和10年3月まで継続されます。この取扱いを変更される場合は、姫路市オンライン手続きポータルサイトから、「育児休業復帰に伴う利用申請内容変更届」を変更希望前月20日17時(20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日)までに申請を行ってください(P.31,32参照)。

【その他の問い合わせ】

- ⑮ 子どもの発達が気になります。希望する園で受け入れてもらえるか心配なのですが、どうしたらよいですか？

保育を必要とする事由（P.11参照）に該当し、集団保育が可能で日々の通所ができる児童であれば、施設利用ができます（P.6の〈利用取消（退園）〉もご確認ください）。申請書裏面の「児童の状況欄」に具体的に、かつ漏れのないよう記入の上、ご提出ください。希望施設で事前面談を受けていただく場合があります。

集団生活に心配や不安がある場合や、障害・アレルギーなどにより個別に支援が必要な場合等は、施設申込みをされる前に、必ず希望施設を見学し、気になることを相談してください。また、申込みの際には、こども保育課にもご相談ください。

- ⑯ 入所内定は先着順で決まるのですか？

先着順ではありません。利用希望者が施設の受け入れ枠を上回る場合は、入所希望月の前月20日（17時）までに申込みされた方を対象に、市の定める「利用調整基準」に基づき、保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行います。

ただし、育児休業から復帰される方で、緊急枠（育児休業復帰枠）で申込みれる場合に、指定期間内の申込みが間に合わず、指定期間以降に申込みをされる場合は先着順になります。緊急枠の申込みには対象となる方の条件等があります(P.7,8参照)。

- ⑰ 利用希望施設を「第1希望」か「第2希望」か「第3希望」にすることで、利用調整において優先度は変わりますか？

入所指数（基礎指数及び調整指数の合計指数）における優先度は変わりませんが、入所指数が同点となった場合に、希望順位の高い児童が優先される場合があります。

⑱ 子どもの施設入所申込みをしています。単身赴任することになりました。何を提出すればいいですか。

入所申込の締切日までに就労証明書（「No.17 単身赴任期間（予定を含む）」が記載されているもの）をご提出ください。利用調整において考慮される場合があります。

ただし、会社等の事業主に雇用されている方が、勤務先からの命令により別居されるケースに限ります。

⑲ 子どもの施設入所申込みをしています。届出保育施設（認可外保育施設）に入所することになりました。何をすればいいですか。

入所申込の締切日までに「保育状況変更届」をご提出ください。利用調整において考慮される場合があります。

⑳ そのほか届出の必要なことはありますか？

世帯の状況（住所、電話番号等）が、申込み時から変更になった場合は、姫路市オンライン手続ポータルサイトから、「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください。（P.31,32参照）。父（母）が単身赴任となった場合や、郵送物の送付先を指定する場合も、同様の変更届を申請してください。その他、児童や保護者の状況に変化が生じた場合（例：申込児童が届出保育施設（認可外保育施設）を利用し始めた場合）には、「保育状況変更届」の申請を行ってください。

入所後によくあるお問い合わせ（ホームページより一部抜粋）

【申請手続きに関すること】

① 転園したいのですが、どんな手続きが必要ですか？

転園の場合は、新規の申込みと同じ手続きが必要です。利用希望月前月20日（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに申込んでください。4月入所の転園は、転園申込みをされた時点で、在籍している施設の次年度在籍資格がなくなりますので、よくご検討のうえ申請を行ってください。

② 転職しました、何か提出するものはありますか？

転職先の就労証明書を在籍施設もしくはこども保育課にご提出ください。また、転職に伴い、保育必要量の変更をする方は、「認定区分変更届（保育必要量）」を併せてご提出ください。

姫路市オンライン手続ポータルサイトに提出する場合は、P.31,32をご参照ください。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください。

③ 退職を考えています。その後も継続して施設を利用することはできますか？
また、何か提出するものはありますか？

退職され、保育を必要とする事由がなくなった場合、保育認定（２・３号）のまま継続して利用することはできません。

ただし、退職後に求職活動をされる場合は、退職翌月から３ヵ月間の保育短時間認定を受けることができます。その場合は、退職月の20日17時（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに「誓約書兼就労予定申立書（兼退所届）」を在籍施設もしくはこども保育課にご提出ください。

姫路市オンライン手続ポータルサイトから「認定変更届」に添付し、ご提出ください。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください(P.31,32参照)。

※認定こども園を利用中で満３歳以上の場合、２号認定から１号認定に変更することにより、教育利用として継続して施設を利用することができます（施設の状況により変更できない場合がありますので施設にご相談ください）。

④ 里帰り出産をすることになりました。施設の利用はどうなりますか？

里帰り出産等による長期欠席など、登園が全くない状態が２ヵ月続いた場合は、２ヵ月目の月末で原則退所となります。退所後は、再度利用を希望される月の前月20日17時（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに、新たな申請が必要です。

※里帰り先等で、認可・認定施設の利用はできません。

※保育料の支払いは欠席期間中も発生します。

⑤ 認定区分を変更したいです。手続きはどのようにしますか？

現在認定こども園を１号認定で利用しており、就労等を理由に同じ園で２号認定への変更を希望する場合、園が受け入れ可能であれば変更することができます。変更する際は①認定区分変更届（教育・保育）②施設利用申込書（２・３号認定用）③保護者の保育を必要とする事由を証明する書類の３点を**必ず在籍施設経由でご提出ください**。

また、認定こども園を２号認定で利用しており、退職等保育を必要とする事由がなくなった事を理由に同じ園で１号認定への変更を希望する場合、同じく園が受け入れ可能であれば変更することができます。変更する際は①認定区分変更届（教育・保育）②施設利用申込書（１号認定用）の２点を**必ず在籍施設経由で提出してください**。

※**変更希望月の前月20日（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）締切となります。**

申込み児童のきょうだいが、入所申込の締切日において、利用調整の対象となる月に市内認可施設を保育利用（２号又は３号認定での利用に限る）することが確認できる場合は、申請児の利用調整（選考）において指数が加算されます。

⑥ 市外に転出します。今の施設を継続して利用するために何か手続きが必要ですか？

転出先の市町村で再度施設の申込みをする必要があります。また姫路市には市民としての利用を終えるため、電子申請にて姫路市オンライン手続ポータルサイトから「教育・保育施設退所届」の申請を行ってください(P.31,32参照)。

⑦ 現在、2号認定で申請したが保留中です。1号認定で利用開始しましたが新2号認定を取得したい。

1号利用開始までに「施設等利用給付認定（みなし認定）」の手続きが必要です。姫路市オンライン手続きポータルサイトより申請していただくか、電話にてこども保育課にご相談ください。

【育児休業等に関すること】

⑧ 就労中ですが、病気休暇（介護休暇）を取得しています。何か手続きは必要ですか？

産休・育休以外の休業の取得（介護休業、病休）を1ヵ月以上取得される場合は、会社に提出された「診断書」や「介護休暇申請書等」の写しと併せて「病気休暇期間又は介護休暇期間」が記載された就労証明書を姫路市オンライン手続きポータルサイト「認定変更届」より提出してください。

⑨ 就労していますが妊娠しました、その後も施設の利用をすることができますか？
また、何を提出すればいいのですか？

母子手帳を取得されましたら、産休開始日の属する月の20日17時（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに提出してください。

育児休業を取得する場合、育児休業の対象となる下のお子さんが満1歳に達する日の属する年度末まで、特例的に保育短時間で利用することができます。（同じ施設で継続利用する場合に限ります）下のお子さんの産後休業最終日の属する月の20日17時（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに、「育児休業期間および復職予定日が記載された就労証明書」の提出が必要です。

保育短時間へ変更となるのは、産休最終日の属する月の翌月からです。

なお、5歳児のお子さんについては、育児休業の対象となる下のお子さんが満1歳に到達する年度末を過ぎた後も、そのまま継続して利用することができます（就労証明書の提出が必要です）。

【令和9年度から取扱いについて】

令和9年度からは、産休（産前休業・産後休業）中に施設の利用を開始し、その後、育児休業を取得する場合についても、上記の特例により継続して利用できるよう取扱いを拡大します。

なお、産休期間中は認定事由を「妊娠・出産」とし、産休終了後、育児休業の取得に伴い「育児休業」に変更します。

※姫路市オンライン手続きポータルサイトにて「認定変更届」に添付し、提出することも可能です。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください（P.31,32参照）。

⑩ 育児休業から復帰する際に、上の子どもを保育標準時間認定に戻したいのですが、何か提出するものはありますか？

職場復帰月から保育標準時間認定に変更が可能となりますので、職場復帰月の前月20日17時（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに、「認定区分変更届（保育必要量）」を在籍施設経由でご提出ください。

姫路市オンライン手続きポータルサイトにて「認定変更届」を申請していただくことも可能です。その場合は、必ず在籍施設へ申請した旨をお伝えください（P.31,32参照）。

期限内に提出がない場合は、職場復帰月からもそのまま保育短時間認定が継続します。

☞ ※自動的には保育標準時間に変更されません。

⑪ 育休期間中にきょうだいと同じ施設、または希望施設へ転園したいのですが、申請できますか？

育休期間中は転園できません。育休復帰月にきょうだいと同じ施設、または希望施設への転園申請をすることができます。

【世帯の異動に関すること】

⑫ ひとり親世帯になりました。何か手続きは必要ですか？

次の①～③のいずれか1点をご準備ください。

①母子家庭等医療費受給者証（保護者の医療費受給者証） ②児童扶養手当証書 ③申請者（保護者）の戸籍全部事項証明書（証明日から3ヵ月以内のもの）窓口もしくは姫路市オンライン手続ポータルサイトから「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください（P.31,32参照）。離婚の場合、ひとり親世帯としての適用については、離婚及び別居が成立した翌月からとなります。前年度以前への遡及はしません。

⑬ ひとり親世帯でしたが、結婚しました。何か手続きは必要ですか？

結婚相手である母（父）の保育を必要とする事由を証明する書類（P.11参照）をご準備の上、姫路市オンライン手続ポータルサイトにて「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請をしてください（P.31,32参照）。

【保育料に関すること】

⑭ 市民税額の変更（税の更正）がありましたが、利用者負担額（保育料）も変更になりますか？

原則遡及適用は行っておらず、こども保育課にて税の更正の分かった翌月からの適用になります。他課などにおいて市民税額の変更の手続きを行われた場合、こども保育課に変更後の税情報が反映されるまでにお時間をいただく場合があります。該当される方は早急に手続きされたこと分かる書類をこども保育課に提出してください。

その他のよくあるお問い合わせは右記の二次元コードより閲覧できます。
※ページ内目次よりよくあるお問い合わせを選択してください。



（よくあるお問い合わせ）

姫路市内の教育・保育施設マップ



Q 教育・保育施設の情報を詳しく教えてもらえますか？

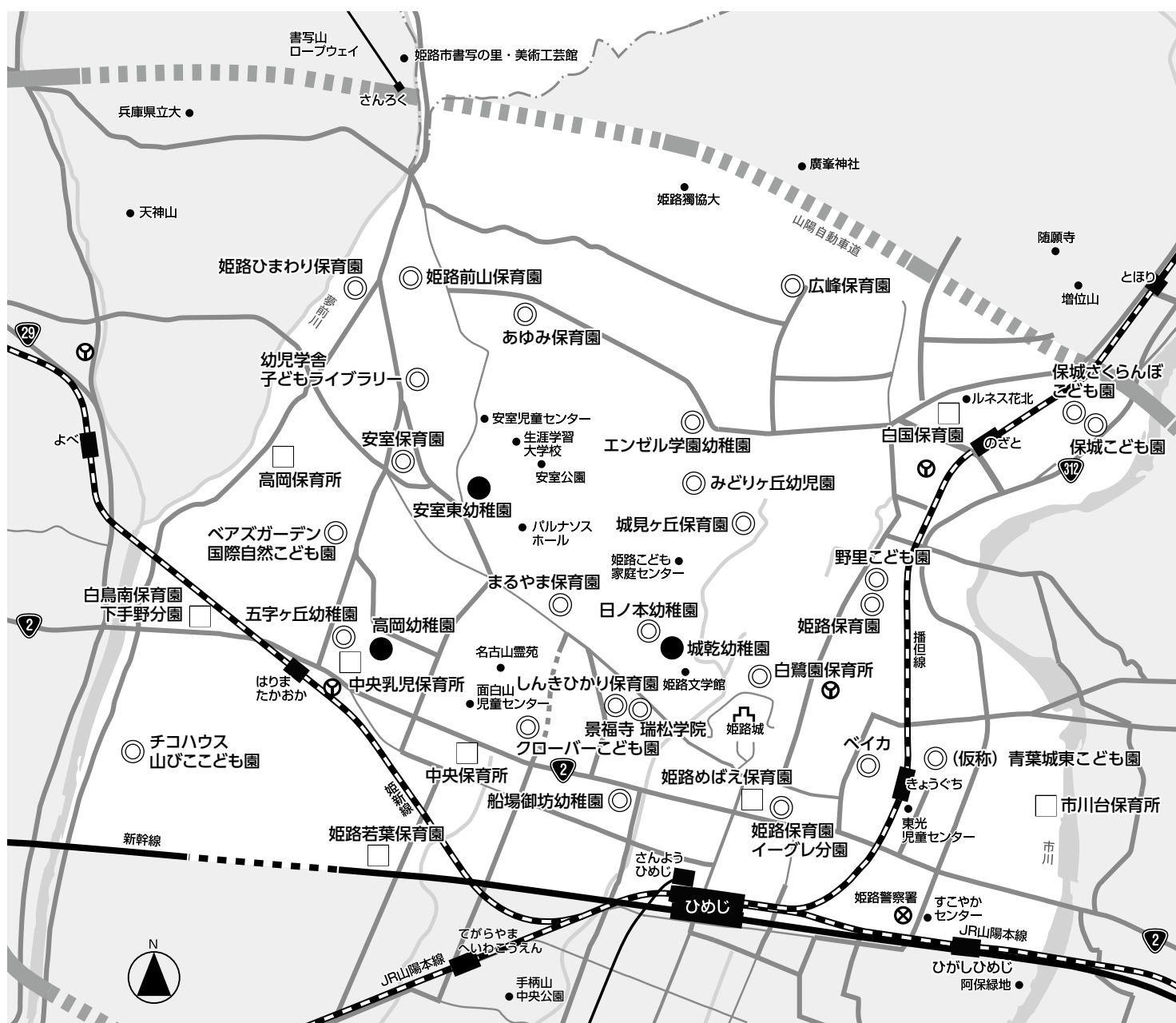
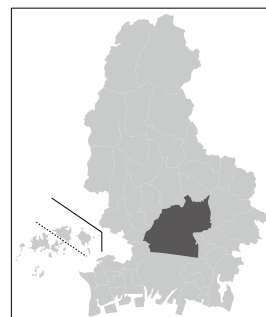
A こども保育課ホームページ「令和8年度 姫路市教育・保育施設一覧」をご覧ください。施設の1日のスケジュールや年間行事、諸経費（制服代、バス送迎利用代等）などの情報を見ることができます。左記二次元コードをお読みください。

※ホームページの情報は令和8年4月1日のものであり、今後変更になる可能性があります。



(教育・保育施設一覧)

中部 (駅北)



※水上幼稚園・広峰幼稚園は令和8年度末に閉園予定です。

※城東幼稚園・城東保育所は令和8年度末に閉園し、令和9年度から私立幼保連携型認定こども園（仮称）青葉城東こども園として開所予定です。

※日ノ本幼稚園は令和9年4月から、幼保連携型認定こども園に移行予定です。

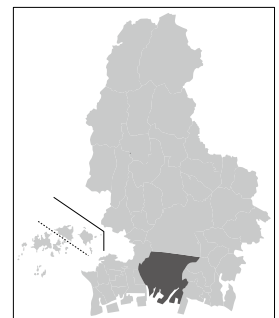
◎…認定こども園 □…保育所 ●…幼稚園

※掲載内容は令和8年9月1日時点での予定のものです。



※しげる幼稚園は園舎建て替えに伴い、仮設園舎での保育になります。詳しくは、施設にお問い合わせください。
 ※津田幼稚園は令和8年度末に閉園予定です。
 ※手柄幼稚園・手柄保育所は令和8年度末に閉園し、令和9年度から私立幼保連携型認定こども園（仮称）てがらこども園として開所予定です。
 ※飾磨西保育所は令和10年度末に閉園し、令和11年度から私立幼保連携型認定こども園に移管予定です。
 ※津田このみ学園三宅分園は令和9年度末に閉園予定です。

中部（駅南）

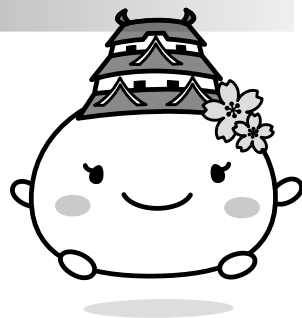


Q 保育施設申込までに確認すべきことはありますか？

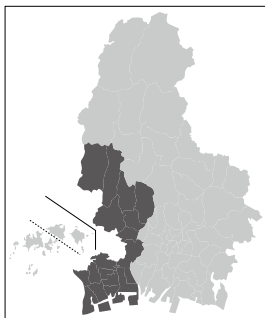
A お子様と一緒に保育所等を見学することをお勧めします。見学をご希望の際は事前に各保育所等へ直接お問い合わせください。毎月の保育料以外にも保育材料費などの諸経費が必要な場合がありますので、見学の際に保育所等に確認してください。また、支援の必要なお子様について気になることがあれば直接相談・質問のうえ、詳しくは各施設へお問い合わせください。



姫路市内の教育・保育施設マップ

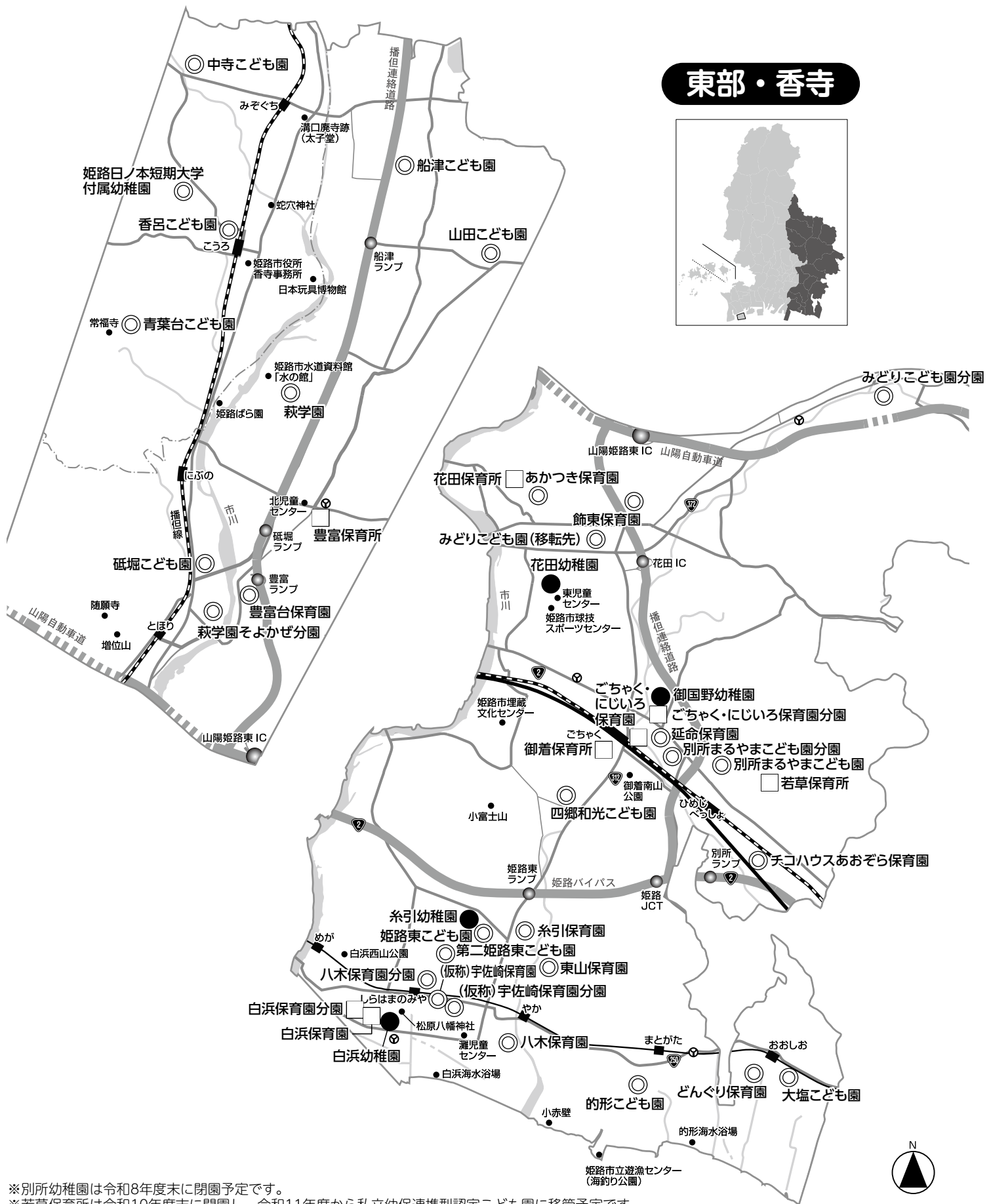
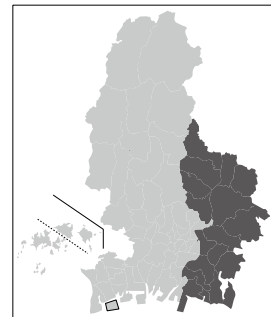


西部



※白鳥保育園は、令和9年4月に移転予定です。
併せて、幼保連携型認定こども園へ移行し、施設名も変更する予定です。
移転前の情報に関しては、施設へお問い合わせください。
※白鳥保育園分園は、幼保連携型認定こども園へ移行し、
施設名も変更する予定です。
※網干・曾左・青山・勝原の各幼稚園は、
令和8年度末に閉園予定です。

東部・香寺



※別所幼稚園は令和8年度末に閉園予定です。

※若草保育所は令和10年度末に閉園し、令和11年度から私立幼保連携型認定こども園に移管予定です。

※みどりこども園は令和9年2月頃に移転予定です。移転前の情報に関しては施設へお問い合わせください。

また、みどりこども園分園は令和9年4月に旧みどりこども園跡地へ移転予定です。

※うさぎ・うさぎ分園は令和9年4月より名称変更予定です。

※姫路日ノ本短期大学付属幼稚園は、令和9年4月に名称変更予定です。

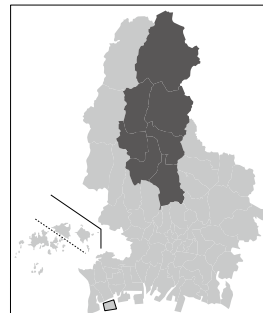
○…認定こども園 □…保育所 ●…幼稚園

※掲載内容は令和8年9月1日時点での予定のものです。

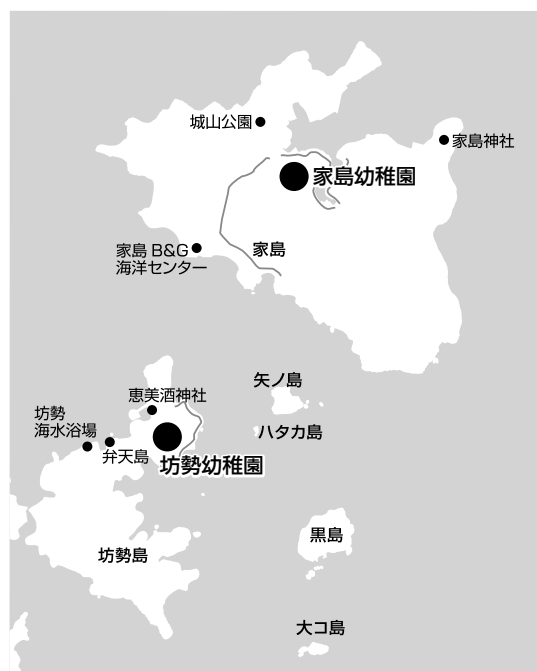
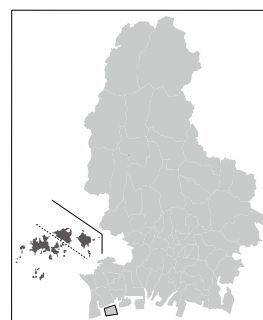
姫路市内の教育・保育施設マップ



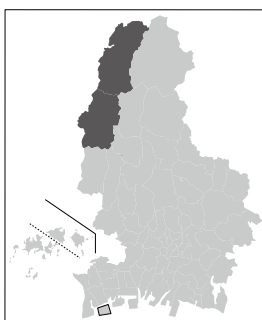
夢前



家島



安富



◎…認定こども園 □…保育所 ●…幼稚園

令和8年9月1日時点での予定のものです。

様式集

電子申請について（各種変更届）	P.31,32
教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書（2・3号用）記入例	P.33
教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書（2・3号用）	P.34,35
誓約書兼就労予定申立書（兼退所届）	P.36
就労証明書	P.37～42
育児休業復帰の短縮に関する申立書	P.43,44
看護等確認書・診断書（看護・介護用）	P.45,46
診断書（保護者の疾病・障害用）	P.47

・その他の様式は姫路市ホームページよりダウンロードしてください。

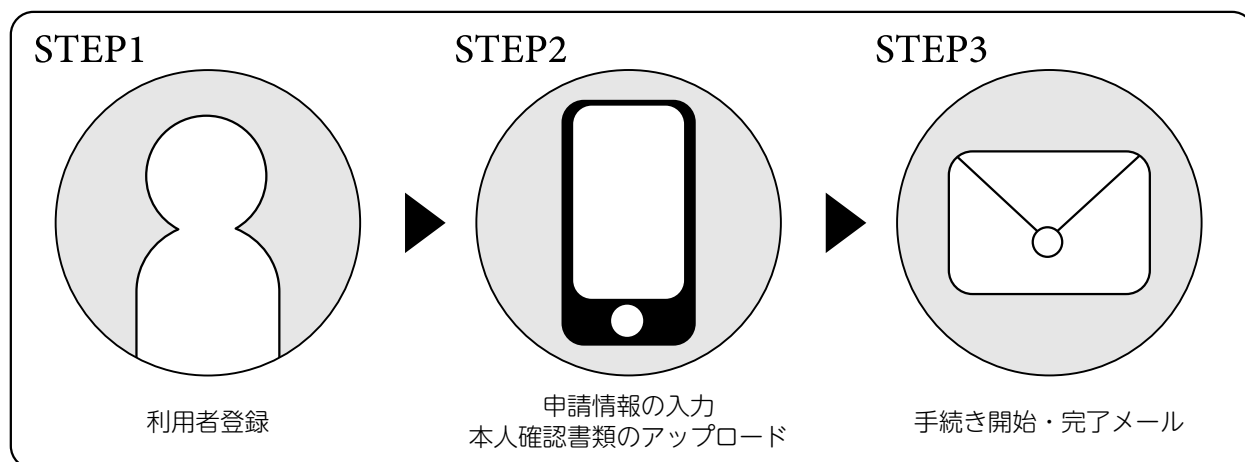
- ・タイムスケジュール（自営業者用）
- ・離婚調停中等の証明書
- ・海外収入にかかる証明書兼申立書
- ・復職証明書
- ・委任状
- ・認定区分変更届など



（申請書等ダウンロードサービス）

電子申請について（各種変更届）

変更届は、姫路市のオンライン手続きポータルサイトから提出することができます。



STEP1

初めて利用される方は**新規登録**が必要です。

登録はこちらから →



(トップページ)

※登録済の方は、次ページの二次元コードより申請してください。

新規登録はここから



◇トップページより

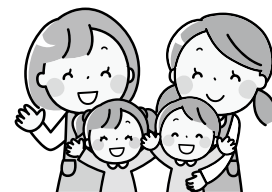
手続き一覧（個人向け手続き） ➡ **組織** ➡ **こども未来局** ➡ **こども保育課** より必要な手続きを選択してください。詳細は次のページを参照してください。

STEP2

※お子様一人につき1回の申請が必要です！

※申請者の本人確認のため、運転免許証や支給認定証の画像アップロードが必要です。

(注) 4月入所申込みの一次受付、二次受付に関するものは各受付期間内に提出してください。
申請内容を修正する場合は、申請を取り下げしてから再申請をしてください。正しく反映できない場合があります。



連番1、5、8を提出される際は、申請内容について利用されている施設にも必ず連絡してください。

右記の二次元コードを読み取り、該当する変更届のリンクから申請してください。



(変更届等一覧)

連番	内 容	各種届出様式	締 切
1	現在利用している教育・保育施設を退所するとき	教育・保育施設退所届	退所月の月末日 (17時)
2	現在申請している施設の申込みを辞退するとき	教育・保育施設辞退届	変更希望月の 前月20日(17 時まで) ※20日が土・日 ・祝日の場合 は直前の開 庁日17時まで(注)
3	現在申請している施設や利用希望日、また申請枠(一般枠から緊急枠への変更等)を変更するとき	教育・保育施設変更届	
4	現在申請している児童の普段の「保育状況」を変更するとき(認可外保育施設の通常保育開始など)	保育状況変更届	
5	現在利用(申請)している認定内容を変更するとき 例: 保育必要量 : 保育を必要とする事由の変更(求職→就労など)	認定変更届	
6	現在育児休業復帰に伴う利用の申請をしており、優先順位についての意向を変更するとき	育児休業復帰に伴う利用 申請内容変更届	
7	(きょうだいで新規申請しており) きょうだいで申請の希望内容を変更するとき	きょうだい条件変更届 (※申請はきょうだいで1回)	随時
8	利用申請書に記載している保護者や住所、電話番号を変更したとき、その他、保護者の単身赴任の登録や郵送先の指定をするとき ※結婚・離婚・出生前など世帯の変更も含まれます。 (市外へ転出された方は別途手続きが必要となりますので、こども保育課へお問い合わせください)	保護者・住所・連絡先等 変更届	
9	転入後に税資料を提出するとき	課税証明書・海外収入に かかる証明書兼申立書	P.13参照
10	個人番号申告書を提出するとき ※保護者のマイナンバーカードが必要です。	個人番号申告書	P.13参照
11	世帯内に、特別支援学校幼稚部等へ通うきょうだいがいるとき	多子軽減・副食費免除に 係る申告書	随時
12	①利用調整結果通知書②利用者負担額決定通知書 ③利用者負担額変更通知書④支給認定証⑤施設等利用給付認定通知書のいずれかを紛失したとき	各種再交付申請	随時
13	施設入所保留証明書等を申請する ※保護者のマイナンバーカードとクレジットカード が必要です。	諸証明申請書	随時

STEP3

こども保育課から①「受付」②「完了」のメールが届きます。

※②「完了」メールが届くまで審査は終了していません。「完了」メールが届くまで一週間程度かかる場合があります。

不備等がある場合は、「却下」メールもしくは「再手続」メールが届きます。

詳細は姫路市オンライン手続ポータルサイトのマイページから確認のうえ、必要な手続きをお願いいたします。

(宛先) 姫路市長

有効期限 令和10年(2028年) 3月（利用調整）まで

以下のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定証の交付を申請するとともに、特定教育・保育施設の利用を申し込みます。
なお、市が利用調整、利用者負担額の算定、副食費の免除対象者の把握等のために申請者及び世帯員の住民税の情報、世帯情報、生活保護関係情報及び障害者関係情報を確認し、又は閲覧すること、当該情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費の免除に関する事項並びに当該情報のうち子ども・子育て支援法の規定に基づく適切な保育のために必要となる情報を利用決定した特定教育・保育施設に提示すること並びにこの申請の内容を利用希望施設に提供することに同意します。
この申請により保護者間の意思の相違によるトラブル等が生じた際は、申請者の責任において解決し、姫路市には一切迷惑をかけません。

一般枠	○
緊急枠	

※鉛筆や文字が消えるボールペンは使用しないでください。

申請日	8 年 10 月 15 日				
申請者（保護者）	氏名（自署） (フリガナ) ヒメジ タロウ 姫路 太郎	電話番号 優先順位	父携帯電話	090 - 1234 - ****	2
			母携帯電話	090 - 4321 - ****	1
			その他（自宅）	079 - 987 - ****	3
	現住所	現在、住民登録等している住所を記入してください。方書、棟室番号なども必ず記入してください。 〒 650 - 1234 神戸市中央区下山手通5丁目△番地			
新住所	現住所が市外の場合、市内転入後の住所を記入してください。⇒転入予定日： 令和8年 12 月 15 日 〒 670 - 8501 姫路市安田4丁目○番地				

児童氏名	(フリガナ) ヒメジ イチロウ 姫路 一郎	性別	男	生年月日	令和 6 年 7 月 5 日	年齢（令和9年3月31日時点）	2 歳 8 ヶ月
	児童の状況 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 特別児童扶養手当						

利用希望施設名	第1希望 (希望理由： ○○保育所 自宅から近いため)	第2希望 (希望理由： △△こども園 就労先に近いため)
	第3希望 (希望理由： □□保育園××分園 保育方針に共感したため)	利用希望施設が「分園」の場合、必ず分園名まで記入してください。
利用を希望する期間	令和9年 4 月 1 日 から ☒ 小学校入学前 まで ☐ 年 月 日 まで	

保育必要量	☒ 標準時間（11時間まで） ※ご希望に添えない場合があります。 ☐ 短時間（8時間まで） ※利用時間については各施設により異なりますので、事前にご確認ください。
ひとり親家庭の適用	☒ 無・ ☐ 有（ ☐ 離婚・ ☐ 死別・ ☐ 未婚・ ☐ 離婚調停中等（別途証明書の提出が必要です。）
生活保護の適用	☒ 無・ ☐ 有（担当者名： ）・ ☐ 申請中（ 年 月 日申請 担当者名： ）

保護者	氏名	続柄	生年月日	保育を必要とする事由	備考
	(フリガナ) ヒメジ タロウ 姫路 太郎	父	H2 年 2 月 5 日	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 看護・介護 ☐ 災害 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産 ☐ その他	身・療・精・年
	令和8年1月1日の住所	姫路市内・姫路市外⇒(神戸市) 都道府県名・市区町村名又は国名を記入			
	令和9年1月1日の住所	姫路市内・姫路市外⇒(神戸市) 都道府県名・市区町村名又は国名を記入			
	(フリガナ) ヒメジ ハナ子 姫路 花子	母	H4 年 8 月 28 日	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 看護・介護 ☐ 災害 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産 ☐ その他	身・療・精・年
	令和8年1月1日の住所	姫路市内・姫路市外⇒(神戸市) 都道府県名・市区町村名又は国名を記入			
令和9年1月1日の住所	姫路市内・姫路市外⇒() 都道府県名・市区町村名又は国名を記入				
保護者以外の同居の家族	氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校等	備考
	(フリガナ) ヒメジ リョウ子 姫路 涼子	姉	H30 年 5 月 4 日	△△小学校	身・療・特・精・年
	(フリガナ) ヒメジ アキ夫 姫路 明夫	兄	R4 年 11 月 23 日	〇〇保育園1号利用中	身・療・特・精・年
	(フリガナ) ヒメジ リョウ夫 姫路 良夫	祖父	S32 年 5 月 17 日	障害のため通院	身・療・特・精・年 〇級姫路△号
	(フリガナ) ヒメジ トミ子 姫路 富美子	祖母	S36 年 1 月 24 日	祖父の介護	身・療・特・精・年

別居	☐ 無・ ☒ 有（ ☒ 単身赴任・ ☐ その他）⇒(氏名： 姫路 太郎 続柄： 父 住所： 神戸市中央区下山手通5丁目△番地)
----	--

祖父母の状況	父方	祖父	姫路 良夫	姫路市安田4丁目○番地	079 - 543 - ****	有 ・ 無
		祖母	姫路 富美子	姫路市安田4丁目○番地	- 同上 -	有 ・ 無
	母方	祖父	飾磨 和己	堺市堺区南瓦長△番○号	073 - 654 - ****	有 ・ 無
		祖母	他界		- -	有 ・ 無

育児休業からの復帰に伴うお申込みの方で、以下に該当される方のみ回答ください。（てびきP.20よくあるお問合せ⑩参照）

☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。
（利用調整基準表の加算指数において10点減点となります）

現在の保育状況	☐ 自宅	(父・母・祖父・祖母・その他 ())
	☐ 職場	(父・母・祖父・祖母・その他 ())
	☐ 親族・知人宅	氏名： 続柄： 住所：
	☒ 保育施設等	施設名： ××こども園 利用方法： 通常保育 一時預かり ・ その他 () 利用料： 月額 ・ 日額 ⇒ 30,000 円
☐ その他		
こども保育課使用欄		
市外から転入 ☐ R8 ☐ R9 課税証明書 ☐ 個人番号申告書 ☐ 転入先住所書類		
受付者		
施設		
こども		

令和9年度 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書（2・3号認定用）

窓口申請用
(郵送不可)

受付印 R9

(宛先) 姫路市長

有効期限 令和10年(2028年) 3月（利用調整）まで

以下のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定証の交付を申請するとともに、特定教育・保育施設の利用を申し込みます。
なお、市が利用調整、利用者負担額の算定、副食費の免除対象者の把握等のために申請者及び世帯員の住民税の情報、世帯情報、生活保護関係情報及び障害者関係情報を確認し、又は閲覧すること、当該情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費の免除に関する事項並びに当該情報のうち子ども・子育て支援法の規定に基づく適切な保育のために必要となる情報を利用決定した特定教育・保育施設に提示すること並びにこの申請の内容を利用希望施設に提供することに同意します。
この申請により保護者間の意思の相違によるトラブル等が生じた際は、申請者の責任において解決し、姫路市には一切迷惑をかけません。

※鉛筆や文字が消えるボールペンは使用しないでください。

申請者 (保護者)	氏名 (自署)	(フリガナ)	電話番号 優先順位	申請日	年	月	日
		父携帯電話		-	-		
		母携帯電話		-	-		
		その他()	-	-			
	現住所	現在、住民登録等している住所を記入してください。方書、棟室番号なども必ず記入してください。 〒 -					
新住所	現住所が市外の場合、市内転入後の住所を記入してください。⇒転入予定日： 年 月 日 〒 -						

児童氏名	(フリガナ)	性別	生年月日	年齢（令和9年3月31日時点）
			年 月 日	歳 ヶ月
児童の状況 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 特別児童扶養手当				

利用希望 施設名	第1希望	(希望理由：)	第2希望	(希望理由：)
	第3希望	(希望理由：)	利用希望施設が「分園」の場合、必ず分園名まで記入してください。	
利用を希望する期間		年 月 日 から ☐ 小学校入学前 まで ☐ 年 月 日 まで		

保育必要量	☐ 標準時間（11時間まで） ※ご希望に添えない場合があります。 ☐ 短時間（8時間まで） ※利用時間については各施設により異なりますので、事前にご確認ください。
ひとり親家庭の適用	☐ 無 ・ ☐ 有（ ☐ 離婚 ・ ☐ 死別 ・ ☐ 未婚 ・ ☐ 離婚調停中等（別途証明書の提出が必要です。）
生活保護の適用	☐ 無 ・ ☐ 有（担当者名： ） ・ ☐ 申請中（ 年 月 日申請 担当者名： ）

保護者	氏名	続柄	生年月日	保育を必要とする事由	備考
	(フリガナ)		年 月 日	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 看護・介護 ☐ 災害 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産 ☐ その他	身・療・精・年
		令和8年1月1日の住所	姫路市内・姫路市外 ⇒ () 都道府県名・市区町村名又は国名を記入		
		令和9年1月1日の住所	姫路市内・姫路市外 ⇒ () 都道府県名・市区町村名又は国名を記入		
	(フリガナ)		年 月 日	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 看護・介護 ☐ 災害 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産 ☐ その他	身・療・精・年
		令和8年1月1日の住所	姫路市内・姫路市外 ⇒ () 都道府県名・市区町村名又は国名を記入		
保護者以外の同居 の家族・同居人	氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校等	備考
	(フリガナ)		年 月 日		身・療・特・精・年
	(フリガナ)		年 月 日		身・療・特・精・年
	(フリガナ)		年 月 日		身・療・特・精・年
	(フリガナ)		年 月 日		身・療・特・精・年
	(フリガナ)		年 月 日		身・療・特・精・年

別居	☐ 無 ・ ☐ 有（ ☐ 単身赴任 ・ ☐ その他）⇒(氏名： 続柄： 住所：)
----	---

祖父母の状況	続柄	氏名	住所	電話番号	就労の有無
	父方	祖父		- -	有 ・ 無
		祖母		- -	有 ・ 無
	母方	祖父		- -	有 ・ 無
祖母			- -	有 ・ 無	

育児休業からの復帰に伴うお申込みの方で、以下に該当される方のみ回答ください。（てびきP.20よくあるお問合せ⑩参照）	
☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。 （利用調整基準表の加算指数において10点減点となります）	

現在の保育状況	☐ 自宅	(父・母・祖父・祖母・その他())
	☐ 職場	(父・母・祖父・祖母・その他())
	☐ 親族・知人宅	氏名： 続柄： 住所：
	☐ 保育施設等	施設名： 利用方法：通常保育 ・ 一時預かり ・ その他() 利用料： 月額 ・ 日額 ⇒ 円
	☐ その他	
		使用欄
		市外から転入 ☐ R8 ☐ R9 課税証明書 ☐ 個人番号申告書 ☐ 転入先住所書類
受付者		
施設		
こども		

きょうだい条件（同時に二人以上申し込む場合、記入の上、それぞれの新規申込が必要です）

① 入所する月

☐ 別月入所不可（全員同じ月の保育枠の入所でなければ誰も入所しない）

☐ 別月入所可

☐ （児童名）のみ先に入所できる時は入所しておきたい

☐ 先にひとりでも入所できるのであれば入所しておきたい（★）

きょうだいが令和9年4月に1号で入所決定済みの場合は、「別月入所可」にチェックをしてください。

② 入所する施設

☐ 別施設入所不可（同施設入所のみを希望）（★）

☐ 別施設入所可

☐ 同施設入所を優先するが、同施設入所ができない場合は、別施設入所も可

☐ 同施設入所を優先せず、それぞれの希望順位を優先する

③ その他の条件（希望する施設が二施設以上で①・②共に（★）の項目を選択した方は、必ず下記A、Bどちらかを
お選びいただき、Bを選ばれる方は、児童名もご記入ください。双子の方はBをお選びください。）

いずれか1人の児童しか入所できない状況になった場合には

☐ A（高い希望順位で内定した子）を入所させたい

☐ B（児童名）を入所させたい

記入必須

児童の状況欄

必ず以下の全てを確認し、☒をつけてください。

☐	利用決定前に希望施設と面談を行っていただく場合があります。この書類は面談のための基礎資料として記入をお願いするものであり、その目的以外に使用することはありません。 できるだけ具体的に漏れのないようご記入ください（内容に虚偽があった場合、施設の内定が取消される場合があります）。
☐	児童に個別に支援が必要であると思われる場合や障害がある場合は、事前に希望する施設を見学し、児童の状況や気になることをお伝えください。
☐	利用前の面談や保育を行う中で、疾病・障害等により 児童の安全確保が困難であると認められた場合や、多くの児童と関わり合 いながら生活することが著しく困難 であると認められた場合は 施設を利用できなくなることがあります。
個別に支援が必要な場合（乳幼児健診や医療機関等で助言を受けたことや集団生活において心配されることがある場 合）や児童に障害がある場合はありに、ない場合はなしに ☒ をつけてください。	
☐ あり	☐ なし →以下の項目は内容確認し、未記入のまま提出してください。

健 診 状 況	受診した健診	何か指導がありましたか（ある場合は指導内容を記入してください）		
	☐ 4ヵ月	☐ 未受診	☐ なし	☐ あり（）
	☐ 10ヵ月	☐ 未受診	☐ なし	☐ あり（）
	☐ 1歳6ヵ月	☐ 未受診	☐ なし	☐ あり（）
	☐ 3歳	☐ 未受診	☐ なし	☐ あり（）
発 達 状 況	運動面の発達において気になることがありますか		☐ はい	☐ いいえ
	気になる内容：			
	言語面の発達において気になることがありますか		☐ はい	☐ いいえ
	気になる内容：			
	行動面で気になることがありますか （落ち着きがない、初めてのこと・場所が苦手等）		☐ はい	☐ いいえ
気になる内容：				
健 康 状 況	先天性の病気や慢性疾患及び発育・発達の相談等で病院や施設を利用している または利用する予定はありますか		☐ はい	☐ いいえ
	病名・障害名等：			
	療育施設（児童発達支援等）の利用： ☐ 利用中 施設名（） ルネス花北の利用： ☐ 利用中 ☐ 利用予定（開始予定日： 年 月 日）			
	けいれんやひきつけの経験はありますか		☐ はい	☐ いいえ
	時期等の具体的な内容：			
	食物アレルギーはありますか		☐ はい	☐ いいえ
	食物アレルギーの種類			
	アナフィラキシーショック ☐ なし ☐ あり ☐ なし ☐ あり ☐ なし ☐ あり		☐ なし ☐ あり	☐ なし ☐ あり
	障害者手帳等の交付を受けていますか		☐ はい	☐ いいえ
	種 類： ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 等 級(度)：			
障害者手帳等の交付の申請（予定）はありますか		☐ はい	☐ いいえ	
申 請 日： 年 月 日				
種 類： ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当				
そ の 他	保育施設で気を付けてほしい ことや伝えておきたいこと			

重要 保育を必要とする事由が求職活動の場合、保育短時間に認定されます。

誓約書兼就労予定申立書（兼 退所届）

（あて先）
姫路市長

令和 年 月 日

申立者（就労予定者）

児童氏名 生年月日	令和 年 月 日
施設名	

住 所 _____

氏 名 _____（自署）

児童との続柄（ _____ ）

電話番号 _____

※自署でない場合、この申立書は無効となります。

1 次のとおり誓約します。

申請児童が教育・保育施設を利用した日から3ヵ月以内に就労し、就労先の決定後、すみやかに「就労（内定）証明書」を提出します。

教育・保育施設利用後3ヵ月以内に私が就労できない場合、教育・保育給付認定の有効期間がきれるため、この申立書を退所届として取扱い、教育・保育施設利用を解除（退所）されても異議はありません。

2 求職活動については、次のとおりです。

- (1) 予定している就労内容
（保育の必要性が認められる就労時間は休憩時間を除いて月48時間以上です。）

就労形態	常勤・非常勤・パートタイム・内職・臨時・その他（ _____ ）		
職種	_____		
就労時間	時 分 ～ 時 分 実働（1日 時間）	1ヵ月就労日数	日

- (2) 方法（複数回答可）

- ☐ 公共職業安定所に登録済（以下のいずれかを添付してください。）
- ☐ ハローワーク受付票（交付から3ヵ月以内のものに限る。）
- ☐ 雇用保険受給資格者証（現在受給中のものに限る。）
- ☐ 派遣会社等に登録している
（派遣会社名、連絡先等： _____ ）
- ☐ 面接予定・面接結果待ち（就労先・連絡先・仕事内容・雇用条件等を記入してください。）
[_____]
- ☐ その他（具体的に記入してください。）
[_____]

- (3) 以前の就労先等について（申立者が就労証明書を提出されていた場合は必ずご記入ください。）

就 労 先	_____
退職年月日	年 月 日

3 その他

[_____]

就労証明書

姫路市長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

・右の証明者欄およびNo.2～6、No.13は記入必須
 ・斜線は姫路市の審査では使用しない項目
 ・太枠は特に重要な項目(太枠内のみ記載の場合は不備)

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄											
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()											
2	フリガナ 本人氏名									生年月日 年 月 日			
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)		年 月 日 ~		年 月 日					
4	本人就労先事業所	名称											
		住所											
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()											
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
		一月当たりの就労日数		月間		日		一週当たりの就労日数		週間		日	
		平日		時		分 ~		時		分 (うち休憩時間 分)			
	土曜		時		分 ~		時		分 (うち休憩時間 分)				
	日祝		時		分 ~		時		分 (うち休憩時間 分)				
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間 分)						
	就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日								
	主な就労時間帯・シフト時間帯		時		分 ~		時		分 (うち休憩時間 分)				
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月		年月	年 月		年月	年 月				
		日/月	時間/月		日/月	時間/月		日/月	時間/月				
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中											
		期間	年 月 日 ~		年 月 日								
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み											
		期間	年 月 日 ~		年 月 日								
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み		理由	☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()								
		期間	年 月 日 ~		年 月 日								
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み		年 月 日									
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中		期間	年 月 日 ~		年 月 日						
		主な就労時間帯・シフト時間帯		時		分 ~		時		分 (うち休憩時間 分)			
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無											
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定											
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否											
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否											
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日											
18	備考欄												
19	保護者記載欄	児童名		生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					
				年 月 日									
		児童名		生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					
				年 月 日									
		児童名		生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					
				年 月 日									

切り取り線

就労証明書をご記載およびご提出時の注意事項

※以下は、姫路市の審査で特に重要かつ不備の多い項目の抜粋です。

※記入漏れがある場合、申請は受け付けできません。(No.2～6・13必須/No.8～12・14・17・18は該当の場合のみ)

※「No.」は就労証明書(表面)の項目番号です。

証明書を発行する事業者に関する項目

- ① 証 明 日：証明書発行日を必ず記載してください。
- ② 事業所名：証明書発行に責任を持つ企業・組織・団体名等
※屋号を登録していない場合は、事業者の氏名
- ③ 代表者名：法人の代表者や個人事業主の氏名
- ④ 所 在 地：証明書発行事業所の住所
- ⑤ 電話番号：証明書発行事業所の電話番号
- ⑥ 担当者名/記載者連絡先：日中連絡が取れる記載者の電話番号

【注意】

※支店長等の責任者であっても、法人等に雇用されている場合は、ご自身による証明はできません。

(雇用主である本社、管轄部署等に証明を依頼してください。)

※ご自身の証明書の発行権限を付与されている場合は作成可(疑義が生じた場合は本社、管轄部署等へ直接確認します。)

※証明書発行事業所等と雇用関係がない第三者は発行できません。

No.3 雇用(予定)期間等

- ① 無期：開始日のみ記入(必須)
- ② 有期：契約期間を記入

【注意】※有期の場合はNo.14も必須です。

No.6 就労時間(固定就労/変則就労)

【固定就労/変則就労 共通の注意点】

- ① 「合計就労時間」には、休憩時間を含めた時間を記入してください。

(就業規則等で定められている休憩に限る)

※休憩時間を除いた実労働時間を記入すると、さらに休憩時間が差し引かれ、実際より短い就労時間として判定され不利になる恐れがあります。

- ② 休憩時間は「分」に換算して記入してください。
休憩時間がない場合も空欄にせず「0分」と記載してください。

【固定就労の場合】

- ・雇用契約に基づく月間の就労時間を記入してください(勤務実績ではありません。また、残業時間は含めません。)
- ・週当たりの就労時間のみ定めがある場合は「週の就労時間×4」を月間時間として記入してください。
- ・育児短時間勤務制度利用中でもNo.6は雇用契約上の就労時間を記入し、短縮後の勤務時間等はNo.12に記入してください。

【変則就労の場合】

- ・シフト制等は雇用契約に基づく就労時間を記入してください。
- ・月間または週間の就労時間(合計)を、休憩時間を含めて記入し、休憩時間の月間または週間の合計も記入してください。
- ・コアタイム等の定めがない場合でも、想定される最も標準的な時間帯を「1つの時間帯のみ」記入してください。

No.9 育児休業の取得

- ① 法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づく休業も含まれます。
- ② 終了予定日が未定の場合でも、出産予定日を基に計算した「取得予定期間(見込)」を必ず記載してください。
- ③ 1年以上前に取得した育児休業については記載不要です。

【注意】

※現在、妊娠中の方の場合、今後取得予定の育児休業期間を、この欄(No.9)に記載し、現在取得中の育児休業期間は、「No.18 備考欄」に記載してください。

No.11 復職(予定)年月日

- ① 証明書発行事業所にて取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「復職予定」にチェックし、復職予定年月日を記載してください。
- ② 1年以内に証明書発行事業所で取得した育児休業等から復職済みの場合は、「復職済み」にチェックし、復職年月日を記載してください。

【注意】

※復職予定年月日をもとに利用日を判定しますので、空欄の場合は、申請を受付できません。

※育児休業を短縮して復職する予定がある場合は、就労証明書と併せて、別紙「育児休業復帰の短縮に関する申立書」の提出が必要です。(こども保育課ホームページ「申請書等ダウンロードサービス」から様式をダウンロード可。)

※利用希望月の月末までに、職場復帰する必要があります。

No.14 (雇用契約の)満了後の更新の有無

「No.3」の雇用期間について「有期」にチェックした場合は、契約満了後の更新の有無について「有」「有(予定)」「無」「未定」のいずれかにチェックしてください。

【注意】

※「有(予定)」は将来の更新を確約するものではなく、現時点での見込みを示すものです。
なお、「無」や「未定」とされた場合、契約満了日までの保育認定となり、申請者の申請や継続利用に支障が生じる場合があります。

No.17 単身赴任期間(予定含む)

- ① 単身赴任について期間を記載してください。(予定含む)
- ② 終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。

【注意】

※会社等の事業主に雇用されている方が、勤務先からの命令により別居しているケースに限ります。

※記載がない場合、単身赴任ではない方として判定します。(申請者からの申出のみでは利用調整上の加点はされません。)

就労証明書の詳しい記載方法は、下記二次元コードまたはExcelデータの「記載要領」タブからご確認ください。本ページは審査上重要な項目の抜粋です。

正確にご記入いただくため、必ず事前にこちらをご確認ください。



就労証明書

姫路市長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

・右の証明者欄およびNo.2～6、No.13は記入必須
 ・斜線は姫路市の審査では使用しない項目
 ・太枠は特に重要な項目(太枠内のみ記載の場合は不備)

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄											
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()											
2	フリガナ 本人氏名									生年月日 年 月 日			
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)		年 月 日		～		年 月 日			
4	本人就労先事業所	名称											
		住所											
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()											
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
		一月当たりの就労日数		月間		日		一週当たりの就労日数		週間		日	
		平日		時 分		～		時 分 (うち休憩時間 分)					
	土曜		時 分		～		時 分 (うち休憩時間 分)						
	日祝		時 分		～		時 分 (うち休憩時間 分)						
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間 分)						
	就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日								
	主な就労時間帯・シフト時間帯		時 分		～		時 分 (うち休憩時間 分)						
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月		年月	年 月		年月	年 月		年月	年 月	
		日/月	時間/月		日/月	時間/月		日/月	時間/月		日/月	時間/月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中											
		期間	年 月 日		～		年 月 日						
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み											
		期間	年 月 日		～		年 月 日						
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み		理由	☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()								
		期間	年 月 日		～		年 月 日						
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み		年 月 日									
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中		期間	年 月 日		～		年 月 日				
		主な就労時間帯・シフト時間帯		時 分		～		時 分 (うち休憩時間 分)					
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無											
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定											
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否											
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否											
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ～ 年 月 日											
18	備考欄												
19	保護者記載欄	児童名		生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					
				年 月 日									
		児童名		生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					
				年 月 日									
		児童名		生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)					
				年 月 日									

切り取り線

就労証明書をご記載およびご提出時の注意事項

※以下は、姫路市の審査で特に重要かつ不備の多い項目の抜粋です。

※記入漏れがある場合、申請は受け付けできません。(No.2～6・13必須/No.8～12・14・17・18は該当の場合のみ)

※「No.」は就労証明書(表面)の項目番号です。

証明書を発行する事業者に関する項目

- ① 証 明 日：証明書発行日を必ず記載してください。
- ② 事業所名：証明書発行に責任を持つ企業・組織・団体名等
※屋号を登録していない場合は、事業者の氏名
- ③ 代表者名：法人の代表者や個人事業主の氏名
- ④ 所 在 地：証明書発行事業所の住所
- ⑤ 電話番号：証明書発行事業所の電話番号
- ⑥ 担当者名/記載者連絡先：日中連絡が取れる記載者の電話番号

【注意】

※支店長等の責任者であっても、法人等に雇用されている場合は、ご自身による証明はできません。

(雇用主である本社、管轄部署等に証明を依頼してください。)

※ご自身の証明書の発行権限を付与されている場合は作成可(疑義が生じた場合は本社、管轄部署等へ直接確認します。)

※証明書発行事業所等と雇用関係がない第三者は発行できません。

No.3 雇用(予定)期間等

- ① 無期：開始日のみ記入(必須)
- ② 有期：契約期間を記入

【注意】※有期の場合はNo.14も必須です。

No.6 就労時間(固定就労/変則就労)

【固定就労/変則就労 共通の注意点】

- ① 「合計就労時間」には、休憩時間を含めた時間を記入してください。

(就業規則等で定められている休憩に限る)

※休憩時間を除いた実労働時間を記入すると、さらに休憩時間が差し引かれ、実際より短い就労時間として判定され不利になる恐れがあります。

- ② 休憩時間は「分」に換算して記入してください。
休憩時間がない場合も空欄にせず「0分」と記載してください。

【固定就労の場合】

- ・雇用契約に基づく月間の就労時間を記入してください(勤務実績ではありません。また、残業時間は含めません。)
- ・週当たりの就労時間のみ定めがある場合は「週の就労時間×4」を月間時間として記入してください。
- ・育児短時間勤務制度利用中でもNo.6は雇用契約上の就労時間を記入し、短縮後の勤務時間等はNo.12に記入してください。

【変則就労の場合】

- ・シフト制等は雇用契約に基づく就労時間を記入してください。
- ・月間または週間の就労時間(合計)を、休憩時間を含めて記入し、休憩時間の月間または週間の合計も記入してください。
- ・コアタイム等の定めがない場合でも、想定される最も標準的な時間帯を「1つの時間帯のみ」記入してください。

No.9 育児休業の取得

- ① 法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づく休業も含まれます。
- ② 終了予定日が未定の場合でも、出産予定日を基に計算した「取得予定期間(見込)」を必ず記載してください。
- ③ 1年以上前に取得した育児休業については記載不要です。

【注意】

※現在、妊娠中の方の場合、今後取得予定の育児休業期間を、この欄(No.9)に記載し、現在取得中の育児休業期間は、「No.18 備考欄」に記載してください。

No.11 復職(予定)年月日

- ① 証明書発行事業所にて取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「復職予定」にチェックし、復職予定年月日を記載してください。
- ② 1年以内に証明書発行事業所で取得した育児休業等から復職済みの場合は、「復職済み」にチェックし、復職年月日を記載してください。

【注意】

※復職予定年月日をもとに利用日を判定しますので、空欄の場合は、申請を受付できません。

※育児休業を短縮して復職する予定がある場合は、就労証明書と併せて、別紙「育児休業復帰の短縮に関する申立書」の提出が必要です。(こども保育課ホームページ「申請書等ダウンロードサービス」から様式をダウンロード可。)

※利用希望月の月末までに、職場復帰する必要があります。

No.14 (雇用契約の)満了後の更新の有無

「No.3」の雇用期間について「有期」にチェックした場合は、契約満了後の更新の有無について「有」「有(予定)」「無」「未定」のいずれかにチェックしてください。

【注意】

※「有(予定)」は将来の更新を確約するものではなく、現時点での見込みを示すものです。
なお、「無」や「未定」とされた場合、契約満了日までの保育認定となり、申請者の申請や継続利用に支障が生じる場合があります。

No.17 単身赴任期間(予定含む)

- ① 単身赴任について期間を記載してください。(予定含む)
- ② 終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。

【注意】

※会社等の事業主に雇用されている方が、勤務先からの命令により別居しているケースに限ります。

※記載がない場合、単身赴任ではない方として判定します。(申請者からの申出のみでは利用調整上の加点はされません。)

就労証明書の詳しい記載方法は、下記二次元コードまたはExcelデータの「記載要領」タブからご確認ください。本ページは審査上重要な項目の抜粋です。

正確にご記入いただくため、必ず事前にこちらをご確認ください。



就労証明書

姫路市長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

- ・右の証明者欄およびNo.2～6、No.13は記入必須
- ・斜線は姫路市の審査では使用しない項目
- ・太枠は特に重要な項目(太枠内のみ記載の場合は不備)

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄										
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()										
2	フリガナ 本人氏名									生年月日 年 月 日		
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)		年 月 日 ~ 年 月 日						
4	本人就労先事業所	名称										
		住所										
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()										
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間 時間 分 (うち休憩時間 分)	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		一月当たりの就労日数		月間 日		一週当たりの就労日数		週間 日				
		平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)				土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)				日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間 分 (うち休憩時間 分)						
		就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日						
主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)										
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月		年月	年 月		年月	年 月			
		日/月	時間/月		日/月	時間/月		日/月	時間/月			
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中										
		期間	年 月 日 ~ 年 月 日									
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み										
		期間	年 月 日 ~ 年 月 日									
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み		理由	☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()							
		期間	年 月 日 ~ 年 月 日									
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み		年 月 日								
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中		期間	年 月 日 ~ 年 月 日							
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)								
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無										
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定										
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否										
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否										
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日										
18	備考欄											
19	保護者記載欄	児童名		生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)				
				年 月 日								
		児童名		生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)				
				年 月 日								
		児童名		生年月日		施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)				
				年 月 日								

就労証明書をご記載およびご提出時の注意事項

※以下は、姫路市の審査で特に重要かつ不備の多い項目の抜粋です。

※記入漏れがある場合、申請は受け付けできません。(No.2～6・13必須/No.8～12・14・17・18は該当の場合のみ)

※「No.」は就労証明書(表面)の項目番号です。

証明書を発行する事業者に関する項目

- ① 証 明 日：証明書発行日を必ず記載してください。
- ② 事業所名：証明書発行に責任を持つ企業・組織・団体名等
※屋号を登録していない場合は、事業者の氏名
- ③ 代表者名：法人の代表者や個人事業主の氏名
- ④ 所 在 地：証明書発行事業所の住所
- ⑤ 電話番号：証明書発行事業所の電話番号
- ⑥ 担当者名/記載者連絡先：日中連絡が取れる記載者の電話番号

【注意】

※支店長等の責任者であっても、法人等に雇用されている場合は、ご自身による証明はできません。

(雇用主である本社、管轄部署等に証明を依頼してください。)

※ご自身の証明書の発行権限を付与されている場合は作成可(疑義が生じた場合は本社、管轄部署等へ直接確認します。)

※証明書発行事業所等と雇用関係がない第三者は発行できません。

No.3 雇用(予定)期間等

- ① 無期：開始日のみ記入(必須)
- ② 有期：契約期間を記入

【注意】※有期の場合はNo.14も必須です。

No.6 就労時間(固定就労/変則就労)

【固定就労/変則就労 共通の注意点】

- ① 「合計就労時間」には、休憩時間を含めた時間を記入してください。

(就業規則等で定められている休憩に限る)

※休憩時間を除いた実労働時間を記入すると、さらに休憩時間が差し引かれ、実際より短い就労時間として判定され不利になる恐れがあります。

- ② 休憩時間は「分」に換算して記入してください。
休憩時間がない場合も空欄にせず「0分」と記載してください。

【固定就労の場合】

- ・雇用契約に基づく月間の就労時間を記入してください(勤務実績ではありません。また、残業時間は含めません。)
- ・週当たりの就労時間のみ定めがある場合は「週の就労時間×4」を月間時間として記入してください。
- ・育児短時間勤務制度利用中でもNo.6は雇用契約上の就労時間を記入し、短縮後の勤務時間等はNo.12に記入してください。

【変則就労の場合】

- ・シフト制等は雇用契約に基づく就労時間を記入してください。
- ・月間または週間の就労時間(合計)を、休憩時間を含めて記入し、休憩時間の月間または週間の合計も記入してください。
- ・コアタイム等の定めがない場合でも、想定される最も標準的な時間帯を「1つの時間帯のみ」記入してください。

No.9 育児休業の取得

- ① 法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づく休業も含まれます。
- ② 終了予定日が未定の場合でも、出産予定日を基に計算した「取得予定期間(見込)」を必ず記載してください。
- ③ 1年以上前に取得した育児休業については記載不要です。

【注意】

※現在、妊娠中の方の場合、今後取得予定の育児休業期間を、この欄(No.9)に記載し、現在取得中の育児休業期間は、「No.18 備考欄」に記載してください。

No.11 復職(予定)年月日

- ① 証明書発行事業所にて取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「復職予定」にチェックし、復職予定年月日を記載してください。
- ② 1年以内に証明書発行事業所で取得した育児休業等から復職済みの場合は、「復職済み」にチェックし、復職年月日を記載してください。

【注意】

※復職予定年月日をもとに利用日を判定しますので、空欄の場合は、申請を受付できません。

※育児休業を短縮して復職する予定がある場合は、就労証明書と併せて、別紙「育児休業復帰の短縮に関する申立書」の提出が必要です。(こども保育課ホームページ「申請書等ダウンロードサービス」から様式をダウンロード可。)

※利用希望月の月末までに、職場復帰する必要があります。

No.14 (雇用契約の)満了後の更新の有無

「No.3」の雇用期間について「有期」にチェックした場合は、契約満了後の更新の有無について「有」「有(予定)」「無」「未定」のいずれかにチェックしてください。

【注意】

※「有(予定)」は将来の更新を確約するものではなく、現時点での見込みを示すものです。
なお、「無」や「未定」とされた場合、契約満了日までの保育認定となり、申請者の申請や継続利用に支障が生じる場合があります。

No.17 単身赴任期間(予定含む)

- ① 単身赴任について期間を記載してください。(予定含む)
- ② 終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。

【注意】

※会社等の事業主に雇用されている方が、勤務先からの命令により別居しているケースに限ります。

※記載がない場合、単身赴任ではない方として判定します。(申請者からの申出のみでは利用調整上の加点はされません。)

就労証明書の詳しい記載方法は、下記二次元コードまたはExcelデータの「記載要領」タブからご確認ください。本ページは審査上重要な項目の抜粋です。

正確にご記入いただくため、必ず事前はこちらをご確認ください。



育児休業復帰の短縮に関する申立書

就労証明書のNo.11「復職（予定）年月日」を早める（育児休業を短縮して復帰する）場合に提出してください。
なお、育休の短縮については事業所の承認が必要になります。P.19⑫参照

（保護者記入欄）

令和 年 月 日

（宛先）姫路市長

住 所 _____

保護者氏名 _____

申込児童氏名 _____

私は現在、令和 年 月 日まで育児休業を取得する予定です。教育・保育施設の利用が決定した場合には速やかに育児休業の短縮を申請し、下表の日程で職場復帰することを申し立てます。

また、復職月の翌月20日（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに「復職証明書」を提出することを確認いたします。

なお、「復職証明書」を提出できない場合、利用決定月の月末までに復職しなかった場合には、保育所等を退所（園）することに同意します。

（事業所記入欄）

上記の者に係る育児休業からの復帰については、申立内容のとおり復職予定であることを証明します。

利用決定月	復帰予定日
令和9年 4月	令和9年 4月 日
令和9年 5月	令和9年 5月 日
令和9年 6月	令和9年 6月 日
令和9年 7月	令和9年 7月 日
令和9年 8月	令和9年 8月 日
令和9年 9月	令和9年 9月 日
令和9年10月	令和9年10月 日
令和9年11月	令和9年11月 日
令和9年12月	令和9年12月 日
令和10年1月	令和10年1月 日
令和10年2月	令和10年2月 日
令和10年3月	令和10年3月 日

令和 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____

作成者名 _____

電話番号 _____

（お問い合わせ）

姫路市こども保育課 認定・利用担当

TEL 079-221-2313・2366

（該当する月全てに復帰予定日をご記入ください。）

育児休業復帰の短縮に関する申立書

就労証明書のNo.11「復職（予定）年月日」を早める（育児休業を短縮して復帰する）場合に提出してください。
 なお、育休の短縮については事業所の承認が必要になります。P.19⑫参照

（保護者記入欄）

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）姫路市長

住 所 姫路市安田4丁目△番地

保護者氏名 姫路 花子

申込児童氏名 姫路 一郎

姫路 二郎

就労先から承認された育児休業期間が満了する日付を記入してください。
 ※就労証明書に記載の最終日

私は現在、令和 9 年 7 月 25 日まで育児休業を取得する予定です。教育・保育施設の利用が決定した場合には速やかに育児休業の短縮を申請し、下表の日程で職場復帰することを申し立てます。

また、復職月の翌月20日（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに「復職証明書」を提出することを確認いたします。

なお、「復職証明書」を提出できない場合、利用決定月の月末までに復職しなかった場合には、保育所等を退所（園）することに同意します。

（事業所記入欄）

上記の者に係る育児休業からの復帰については、申立内容のとおり復職予定であることを証明します。

利用決定月	復帰予定日
令和9年 4 月	令和9年 4 月 1 日
令和9年 5 月	令和9年 5 月 6 日
令和9年 6 月	令和9年 6 月 1 日
令和9年 7 月	令和9年 7 月 日
令和9年 8 月	令和9年 8 月 日
令和9年 9 月	令和9年 9 月 日
令和9年10月	令和9年10月 日
令和9年11月	令和9年11月 日
令和9年12月	令和9年12月 日
令和10年1月	令和10年1月 日
令和10年2月	令和10年2月 日
令和10年3月	令和10年3月 日

復帰が可能な月の一般枠の利用調整の対象となります。※P.19⑫参照
 実際の復帰予定日の記載をしてください。

令和 8 年 10 月 20 日

事業所名 (株)姫路保育食品

代表者名 姫路営業所長 姫山 城太郎

作成者名 安田 一子

電話番号 079-※※※-※※※※

代表者の方と作成者の方が異なる場合でも有効です。

（お問い合わせ）
 姫路市こども保育課 認定・利用担当
 TEL 079-221-2313・2366

（該当する月全てに復帰予定日をご記入ください。）

看護等確認書・診断書（作成から3ヵ月以内のものをご提出ください）
（原則同居で常時看護・介護している場合に限る）

看護・介護用

（姫路市こども保育課使用）

保護者記入欄

		看護・介護をしている 保護者名		
看護の対象者	住 所		氏 名	電話番号
	別居で看護等を要する理由（なぜ、あなたが看護等をする必要性があるのか具体的に記入してください。）			
平均看護・介護日数	日／月	看護・介護の 内 容		
平均看護・介護時間	時間／月	☐ 障害等の場合 記号番号		
看護・介護開始月	平成	☐ 要介護認定の場合 要介護度	級 判定	
	令和 年 月			

医療機関記入欄（日常生活において常時介護・看護が必要である場合のみご記入ください。）

氏 名		生年月日		性別
		昭和 平成 令和	年 月 日	男 女
住 所				
疾病名				
症 状				
該当するところに✓をつけてください。				
看護・介護が不要になるまでの期間				
☐ _____ 年 _____ 月頃 回復の見込み				
☐ 1年以上回復が見込まれない。				
上記のとおり診断する。				
令和 年 月 日 医療機関住所				
医療機関名称				
医 師 氏 名				
TEL				
注 意				
・この診断書は保育所等の利用申込みをしようとする保護者が児童の保育ができない状況であることを確認し、保育の必要性を確定するために使います。 ・この診断書は姫路市こども保育課においてのみ使用します。 ・この診断書に関する費用の負担は、受診者になります。 ・この様式以外の診断書は使用できません。 ・ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。				
姫路市こども保育課 認定・利用担当 TEL (079-221-2313・2366)				

記入例

保護者記入欄

		看護・介護をしている 保護者名	姫路 花子	
看護の対象者	住 所	氏 名	電話番号	児童との続柄
	姫路市〇〇〇〇	姫路 城江	079-***-****	祖母
	別居で看護等を要する理由（なぜ、あなたが看護等をする必要性があるのか具体的に記入してください。） 一人暮らしであるが認知症の症状が出始めており、利用中の介護サービス以外にも食事の支度や入浴など日常の介護が必要であるため。			
平均看護・介護日数	22 日/月	看護・介護の 内 容	食事の支度・介助、入浴の介助	
平均看護・介護時間	60 時間/月	☐ 障害等の場合	記号番号	
看護・介護開始月	平成 令和 元 年 6 月	☒ 要介護認定の場合	級 判定 要介護度 要支援2	

基本は同居の方の看護等のみに限ります。別居で看護等をされている場合は、その必要性を具体的に記入してください。また、月48時間以上の看護・介護が必要です。

切り取り線

診断書

(作成から3ヵ月以内のものをご提出ください)

(姫路市こども保育課使用)

氏 名		生 年 月 日		性 別
		昭和 平成	年 月 日	男・女
住 所				
疾 病 名				
症 状				
該当するところに✓をつけてください。				
保育の必要性 ※複数選択可				
☐ 入院を要する。(入院日： 年 月 日) ☐ 入院を要しないが、常時安静が必要である。 ☐ 家庭での保育が困難である。				
家庭での保育が可能になるまでの期間				
☐ 年 月頃 回復の見込み。 ☐ 1年以上回復が見込まれない。				
上記のとおり診断する。 令和 年 月 日 医療機関住所 医療機関名称 医 師 氏 名 TEL				
注 意 ・この診断書は保育所等の利用申込みをしようとする保護者が児童の保育ができない状況であることを確認し、 保育の必要性を認定するために使います。 ・この診断書は姫路市こども保育課においてのみ使用します。 ・この診断書に関する費用の負担は、受診者になります。 ・この様式以外の診断書は使用できません。 ・ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。 姫路市こども保育課 認定・利用担当 TEL (079-221-2313・2366)				

切り取り線

市外施設への申込み・市外からの申込みをお考えの方

○市外施設への申込み

締切日や必要書類等は、施設が所在する市町村へご確認のうえ、締切日の1週間前までに姫路市へ申請してください。

なお、転出予定の方は、姫路市から転出する際に「教育・保育施設辞退届」を提出し、申請を取り下げてください。転出後は、転出先の市町村での手続きが必要です。

利用調整結果については、希望先の市町村から通知があった後、住民登録のある市町村より保護者の方へ連絡させていただきます。詳しくはこども保育課へお問い合わせください。

○市外からの申込み

市外に住民登録をしている場合でも、姫路市の施設を申し込むことができます。申込み方法等については、住民登録をしている市町村へお問い合わせください。

転入後は、姫路市に利用申請を行ってください。利用申請は10ページから行えます。

なお、利用希望月1日までに姫路市へ転入予定の方に限り、姫路市へ直接申し込むことができます。電子申請も可能です。

その場合は、賃貸契約書、売買契約書等、転入されることが確認できる書類を提出してください。

転入予定で申し込んだ場合でも、利用開始月の1日までに転入されなかったときは、利用申込みは無効となります。

また、転入後は「保護者・住所・連絡先等変更届」の提出が必要です。

一時保育をお考えの方へ

※実施施設は変更となる場合があります。

保護者が下記理由に当てはまり、認定こども園・保育所・幼稚園を利用していない児童が対象

○非定型保育

(理由) 保護者の就労、介護など ➡ (利用日数) 週3日までで継続的な利用

○緊急保育

(理由) 保護者の入院・通院、冠婚葬祭等で、短期間家庭で面倒を見る人がいない児童

➡ (利用日数) 最長1ヵ月以内で必要な日数

※上記以外でも利用できる場合があります。制度に関する詳しい内容はこども保育課までお問い合わせください。

※その他、定員、利用者負担額は各施設によって異なります。ご利用前に各施設へ直接連絡してください。

一時保育事業実施施設は右記の二次元コードより確認してください。

※直接希望施設へ申請してください。



(一時保育について)

こども誰でも通園制度ご利用予定の方へ

保育所等に通っていないお子さんを対象に、保護者の就労要件にかかわらず一定時間利用できます。

(対象) 姫路市に住所を有する児童で、保育所等に通っていない6ヵ月から満3歳未満の児童(3歳の誕生日の前々日まで)

(利用料) 1時間あたり300円(園によって実費負担が必要です)

※制度に関する詳しい内容はHPをご確認ください。



(誰でも通園制度について)

姫路市内の
認可保育施設の情報は
こちらから



(教育・保育施設一覧)

届出保育施設
(認可外保育施設) の
情報はこちらから



(姫路市ホームページ)



(内閣府 ここ de サーチ)

保育に関する施設や子育て支援事業等の利用に関するご相談

こども保育課利用者支援相談窓口

利用者支援相談窓口では子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や、各種の保育サービスに関する情報提供、および、利用に向けての支援を行っています。電話相談・予約相談も受け付けております。

○電話：079-221-2840

○相談受付時間：9:00～17:00(月～金)

窓口相談を希望される場合、右記の二次元コードより予約してください。



(窓口相談)

リモート相談窓口について

支所・サービスセンターと市役所本庁を専用の端末でつなぎ、本庁に行かなくても相談ができる窓口です。

○開設場所：広畑支所、白浜支所、安室サービスセンター

○開設日時：平日(年末年始を除く)10:00～17:00まで(12:00～13:00を除く)

利用希望の方は、右記の二次元コードより予約してください。

※令和9年度中にシステム変更を予定しています。



(リモート相談窓口)

その他のお問い合わせ

●放課後児童クラブ(学童保育)に関すること

..... こども総務課 (079-221-2789)

●病児・病後児保育に関すること

..... こども支援課 (079-223-5640)

●施設の監査に関すること

..... 幼保連携政策課 (079-221-2738)

このてびきは1年間大切に保管してください。



姫路市 こども保育課 認定・利用担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話番号 221-2313・2366

窓口開庁時間 9:00～17:00